

<h1>名古屋市公報</h1>	平成30年 3月28日	第1251号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246	
編集兼 発行人		名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
○ 条例のあらまし		4
○ 規則のあらまし		6
○ 達のあらまし		8

条	例		
○ 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	(子青・総務課)	(第8号)	9
○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例	(市経・市民活動推進センター)	(第9号)	13
○ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(総務・給与課)	(第10号)	15

規	則		
○ 名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第17号)	89
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第18号)	91
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第19号)	96
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第20号)	99
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第21号)	102

告	示		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第166号)	104
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第167号)	107
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第168号)	108

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第169号)	110
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開	(健福・保護課)	(第170号)	111
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第171号)	112
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第172号)	113
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第173号)	114
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第174号)	115
○ 生活保護法による指定施術機関の辞退	(健福・保護課)	(第175号)	117
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第176号)	119
○ 名古屋市児童館の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第177号)	122
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課)	(第178号)	124
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第179号)	125
○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(財政・固定資産税課)	(第180号)	126
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第181号)	127
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第182号)	162
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第183号)	164
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第184号)	166

達

○ 財政局の主管する債権に関する規程の一部改正	(財政・税制課)	(第1号)	167
○ 職員のサービスの宣誓実施規程の一部改正	(総務・給与課)	(第2号)	169

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第2号)	170
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第3号)	191
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第4号)	193
○ 出勤簿処理規則の一部を改正する規則	(第5号)	201
○ 名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(第6号)	202

人 事 委 員 会 達

○ 事務局長以下代決規程の一部改正	(第1号)	203
-------------------	-------	-----

交 通 局 告 示

○ 乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等について	(第2号)	205
---------------------------------	-------	-----

公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 208
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 210
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課) 213

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（第 8号）
 - 1 制定内容
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を定めるものです。
 - 2 施行期日
 - 平成30年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第 9号）
 - 1 改正の趣旨
 - 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 7第 1項第 4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を定めます。
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第10号）
 - 1 改正内容
 - 本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえつつ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与を改定等するものです。
 - (1) 初任給調整手当の額の上限を改定します。（第11条の 2関係）
 - (2) 勤勉手当の支給割合を改定します。（第20条の 2関係）
 - (3) 給料表を改定します。（附則別表第 3及び別表第 5関係）
 - (4) 教員特殊業務手当の額の上限を改定します。（第12条の30関係）
 - (5) 宿日直手当の上限を改定します。（第18条関係）

(6) 臨時的に任用される職員の給料の額の上限を改定します。(第22条関係)

(7) 再任用職員に係る給料の削減割合を改定します。(附則第19項関係)

(8) その他規定の整理を行います。(第20条の 8及び別表第 8関係)

2 関係条例の整理等

給与改定等に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年名古屋市条例第 3号)、特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第 6号)、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年名古屋市条例第26号)、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年名古屋市条例第 6号)、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年名古屋市条例第 2号)、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)、職員の定年等に関する条例(昭和58年名古屋市条例第 1号)、職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)の規定の整理等を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 3月31日又は平成30年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則（第17号）
 - 1 改正内容
 - 建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
 - 平成30年 4月 1日から施行します。

- 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第18号）
 - 1 改正内容
 - (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（附則別表及び別表関係）
 - (2) 医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。（附則第 8項から第10項関係）
 - (3) 保健所の組織改編に伴い、規定の整理を行います。（附則第 8項関係）
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日から施行します。

- 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第19号）
 - 1 改正内容
 - (1) 勤勉手当に係る勤務期間の算定方法を改めます。（第11条関係）
 - (2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第15条の 3関係）
 - (3) その他規定の整理を行います。（第 3条、第 9条及び第15条の 2関係）
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。ただし、一部の規定は平成30年 4月 1日又は同年 6月 1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第10号）の施行に伴い、初任給に関する規定を整理します。（別表第2関係）

(2) その他規定を整理します。（第23条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第10号）の施行に伴い、初任給に関する規定を整理します。（別表第2関係）

(2) その他規定を整理します。（第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 財政局の主管する債権に関する規程の一部改正（第 1号）
 - 1 改正内容
財政局の主管する債権を新たに定めます。
 - 2 施行期日
平成30年 4月 1日から施行します。

- 職員のサービスの宣誓実施規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例をここに公布する。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 8号

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要
件を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第 3条第 1
項及び第 3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(認定の要件)

第 2条 前条の認定の要件は、この条例に定めるもののほか、就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3条第 2項及び
第 4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定め
る施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労
働省告示第 2号。以下「告示」という。）（第 3の 3及び 4並びに第 4の 6
並びに附則第 2項を除く。）の定めるところによる。この場合において、次

の表の左欄に掲げる告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 の 2	併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。	併有する者でなければならない。
第 4 の 1	敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にならない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。	敷地内にななければならない。
第 4 の 2	既存施設	既存施設（規則で定めるものに限る。以下同じ。）
第 4 の 9	1.65平方メートル以上	3.3平方メートル以上
附則第 3 項	第 3 の 1、 2 及び 4	第 3 の 1 及び 2
附則第 4 項	第 3 の 1 及び 4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）	第 3 の 1
附則第 5 項	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	者
附則第 6 項	第 3 の 1、 2 及び 4	第 3 の 1 及び 2
附則第 7 項	第 3 の 1 及び 4（ただし書	第 3 の 1

	の規定を適用する場合を除く。)	
	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	者
	第 3 の 1、 2 及び 4	第 3 の 1 及び 2

(一般原則)

第 3 条 認定こども園は、なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、当該認定こども園を利用する子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
(避難訓練等)

第 4 条 認定こども園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
(食料及び飲料水の備蓄)

第 5 条 認定こども園は、非常災害に備え、子ども及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。
(帳簿の保存)

第 6 条 認定こども園は、職員、財産、収支及び子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を備え、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により、これを保存しなければならない。
(暴力団の排除)

第 7 条 認定こども園は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。
(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設（以下「幼稚園等」という。）が、法第 4 条に規定する認定の申請をする際現に幼稚園等において子どもの教育

又は保育に従事している職員に対する第 2 条の規定により読み替えられた告示第 3 の 2 の規定の適用については、同規定中「幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者」とあるのは「幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者」とする。

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 9 号

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

「

特定非営利活動法人名古屋コダ ーイセンター	名古屋市千種区仲田二丁目12番21号
--------------------------	--------------------

を

」

特定非営利活動法人名古屋コダ ーイセンター	名古屋市千種区仲田二丁目12番21号	に
特定非営利活動法人ひょうたん カフェ	名古屋市中村区砂田町2丁目15番地	
特定非営利活動法人中部リサイ クル運動市民の会	名古屋市東区代官町39番18号	
特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほ一む	名古屋市緑区鳴子町4丁目2番地	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第10号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「184,300円」を「184,500円」に改める。

第20条の2第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の85（特定管理職員にあっては100分の105、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては1,000分の925）」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975）」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（特定管

理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55) 」に改める。

第20条の8第3項中「、第6条の2」を削る。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	131,000	146,600	200,900	226,200
2	132,000	147,800	202,300	227,300
3	133,000	149,000	203,700	228,400
4	133,900	150,200	205,000	229,500
5	134,800	151,300	206,300	230,600
6	135,800	152,600	207,700	231,700
7	136,800	153,800	209,100	232,800
8	137,700	155,000	210,500	233,900
9	138,600	156,200	211,900	235,000
10	139,600	157,700	213,700	236,100
11	140,600	159,200	215,400	237,200
12	141,600	160,600	217,100	238,300
13	142,500	162,000	218,800	239,400
14	143,600	163,500	220,000	240,500
15	144,600	165,000	221,200	241,600
16	145,600	166,400	222,400	242,700
17	146,600	167,800	223,500	243,800
18	147,800	169,300	224,700	244,900
19	149,000	170,800	225,900	246,000
20	150,200	172,200	227,100	247,100
21	151,300	173,600	228,200	248,200
22	152,500	175,100	229,400	249,300
23	153,700	176,500	230,600	250,400
24	154,900	177,900	231,800	251,500
25	156,100	179,300	232,900	252,600
26	157,600	180,800	234,100	253,800
27	159,100	182,200	235,300	255,000
28	160,600	183,600	236,500	256,200
29	162,000	185,000	237,600	257,300
30	163,500	186,500	238,800	258,500
31	164,900	187,900	240,000	259,600
32	166,300	189,300	241,200	260,700
33	167,700	190,700	242,300	261,800
34	169,100	191,900	243,500	262,900
35	170,500	193,100	244,700	264,000
36	171,900	194,300	245,900	265,000
37	173,300	195,500	247,000	266,000
38	174,700	196,600	248,200	267,100
39	176,100	197,700	249,400	268,200
40	177,500	198,800	250,500	269,200

41	178,900	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	

129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

別表第5 1 医療職給料表(1)を次のように改める。

別表第5 医療職給料表

1 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	259,400	313,800	346,500	448,600
2	262,100	316,600	349,300	452,500
3	264,700	319,300	352,000	456,400
4	267,300	322,000	354,700	460,200
5	269,900	324,700	357,400	464,000
6	272,600	327,500	360,200	467,900
7	275,200	330,200	362,900	471,800
8	277,800	332,900	365,600	475,700
9	280,400	335,600	368,300	479,600
10	283,100	338,400	371,100	483,500
11	285,800	341,100	373,900	487,400
12	288,400	343,800	376,700	491,300
13	291,000	346,500	379,500	495,100
14	293,800	349,300	382,400	498,900
15	296,600	352,000	385,300	502,700
16	299,400	354,700	388,100	506,500
17	302,100	357,400	390,900	510,300
18	305,100	360,200	393,800	514,100
19	308,000	362,900	396,700	517,800
20	310,900	365,600	399,600	521,500
21	313,800	368,300	402,400	525,200
22	316,600	371,100	405,300	528,700
23	319,300	373,900	408,200	532,200
24	322,000	376,700	411,100	535,700
25	324,700	379,500	413,900	539,100
26	327,500	382,400	416,700	542,600
27	330,200	385,300	419,400	546,000
28	332,900	388,100	422,100	549,400
29	335,600	390,900	424,800	552,800
30	338,300	393,800	427,600	556,300
31	341,000	396,700	430,300	559,700
32	343,700	399,600	433,000	563,100
33	346,400	402,400	435,700	566,500
34	349,100	405,300	438,500	569,900
35	351,800	408,200	441,200	573,300
36	354,500	411,100	443,900	576,600
37	357,200	413,900	446,600	579,900
38	359,900	416,700	449,400	582,900
39	362,600	419,500	452,100	585,900
40	365,300	422,200	454,800	588,900

41	368,000	424,900	457,500	591,800
42	370,700	427,700	460,300	594,800
43	373,400	430,400	463,000	597,800
44	376,100	433,100	465,700	600,800
45	378,800	435,800	468,400	603,700
46	381,500	438,500	471,100	606,700
47	384,200	441,200	473,700	609,700
48	386,900	443,800	476,300	612,700
49	389,600	446,400	478,900	615,600
50	392,200	449,000	481,600	618,600
51	394,700	451,600	484,200	621,600
52	397,200	454,200	486,800	624,600
53	399,700	456,800	489,400	627,500
54	402,100	459,400	492,100	630,500
55	404,500	462,000	494,700	633,500
56	406,900	464,600	497,300	636,500
57	409,300	467,100	499,900	639,400
58	411,500	469,600	502,500	642,400
59	413,700	472,100	505,100	645,400
60	415,900	474,600	507,700	648,400
61	418,100	477,100	510,300	651,300
62	420,300	479,800	512,900	
63	422,500	482,400	515,500	
64	424,700	485,000	518,100	
65	426,800	487,600	520,700	
66	429,000	490,300	523,300	
67	431,200	493,000	525,900	
68	433,300	495,600	528,400	
69	435,400	498,200	530,900	
70	437,600	500,900	533,200	
71	439,800	503,600	535,400	
72	441,900	506,200	537,600	
73	444,000	508,800	539,800	
74	446,200	511,400	541,900	
75	448,400	514,000	543,900	
76	450,500	516,600	545,900	
77	452,600	519,100	547,900	
78	454,800	520,900	549,600	
79	456,900	522,700	551,300	
80	459,000	524,500	552,900	
81	461,100	526,300	554,500	
82	462,600	528,100	556,200	
83	464,100	529,900	557,900	
84	465,500	531,700	559,500	

85	466,900	533,400	561,100
86	467,700	534,300	562,300
87	468,500	535,200	563,500
88	469,300	536,100	564,700
89	470,100	537,000	565,900
90		537,900	567,100
91		538,700	568,300
92		539,500	569,400
93		540,300	570,500
94		541,100	571,400
95		541,900	572,300
96		542,700	573,100
97		543,500	573,900
98		544,300	574,800
99		545,100	575,700
100		545,900	576,500
101		546,700	577,300
102		547,500	578,200
103		548,300	579,100
104		549,100	579,900
105		549,900	580,700
106		550,800	581,600
107		551,600	582,500
108		552,400	583,300
109		553,200	584,100
110		554,100	585,000
111		554,900	585,900
112		555,700	586,700
113		556,500	587,500
114		557,400	588,400
115		558,200	589,300
116		559,000	590,100
117		559,800	590,900
118			591,800
119			592,700
120			593,500
121			594,300
122			595,200
123			596,100
124			596,900
125			597,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が指定するものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の30第2項中「4,250円」を「5,100円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「6,200円」に改める。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975）」を「支給する時期ごとの割合は、100分の90（特定管理職員にあっては100分の110、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の95）」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55）」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の425（特定管理職員にあっては、1,000分の525）」に改める。

第22条第2項中「1,235円」を「1,240円」に改める。

附則第18項中「66,300円」を「66,400円」に改める。

附則第19項第1号中「1,000分の291」を「1,000分の298」に改め、同項第2号中「1,000分の174」を「100分の18」に改め、同項第3号中「1,000分の109」を「1,000分の115」に改める。

別表第8 6 医療職給料表(1) 級別基準職務表2級の項中「保健所」を「保健福祉センター」に改め、同表3級の項中「参事、」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項及び第17項の規定は平成30年3月31日から、第2条、附則第7項、第9項、第10項、第13項（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条の2の改正規定に限る。）、第14項及び第15項の規定は平成30年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

- 2 附則第13項の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「改正後勤務時間条例」という。）第17条及び第18条の規定は昭和26年10月10日から、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定、附則第6項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定、附則第8項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。）の規定、附則第11項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号。以下「改正後平成28年改正条例」という。）の規定及び附則第12項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号。以下「改正後平成29年改正条例」という。）の規定は平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から平成30年3月31日までの間における再任用職員（職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後条例第20条の2第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、附則第6項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、附則第8項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例、附則第11項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例又は附則第12項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例、改正後任期付職員条例、改正後特別職条例、改正後平成28年改正条例又は改正後平成29年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「採用された職員」の次に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)」を、「第20条第3項中」の次に「ある職員(とあるのは「ある職員(特定任期付職員を除く。)」と、)」を加え、「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合においては1,000分の1,375(市長の定める管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。))にあつては6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175)」を「1,000分の775」に、「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,625」を「1,000分の775、特定任期付職員にあつては6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」に改める。

- 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」を「支給する時期ごとに100分の165」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

- 9 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「1,000分の1,575」に、「100分の175」を「1,000分の1,725」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年名古屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の291」を「1,000分の298」に、「1,000分の

229」を「1,000分の236」に、「1,000分の174」を「100分の18」に、「1,000分の107」を「1,000分の113」に、「1,000分の109」を「1,000分の115」に、「100分の4」を「1,000分の46」に改める。

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1から附則別表第7まで及び附則別表第9を次のように改める。

附則別表第1 行政職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	152,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	153,200	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	154,300	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	155,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	156,900	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	158,400	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	159,900	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	161,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	163,100	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	164,900	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	166,700	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	168,500	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	170,200	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	171,900	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	173,600	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	175,300	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	176,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	178,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	179,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	181,400	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	182,600	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	183,800	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	185,000	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	186,200	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	187,400	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	188,600	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	189,800	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	191,000	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	192,200	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	193,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,600	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

41	195,800	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	197,000	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	198,200	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,400	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,500	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,700	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,900	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	204,000	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900	364,100	380,000	402,200		
119		300,300	364,600	380,700	402,900		
120		300,700	365,100	381,300	403,500		
121		301,100	365,600	381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200	407,400		
127		303,400		385,900	408,100		
128		303,700		386,500	408,700		

129	304,000	387,100	409,300
130	304,400	387,800	410,000
131	304,800	388,400	410,700
132	305,200	389,000	411,300
133	305,500	389,600	411,900
134	305,900	390,300	
135	306,300	390,900	
136	306,600	391,500	
137	306,900	392,100	
138	307,300	392,800	
139	307,600	393,400	
140	307,900	394,000	
141	308,200	394,600	
142	308,600	395,300	
143	308,900	395,900	
144	309,200	396,500	
145	309,500	397,100	
146		397,800	
147		398,400	
148		399,000	
149		399,600	
150		400,300	
151		400,900	
152		401,500	
153		402,100	
154		402,700	
155		403,300	
156		403,900	
157		404,400	

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 消防職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	155,400	168,500	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700
2	156,900	170,200	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900
3	158,400	171,900	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100
4	159,900	173,600	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200
5	161,300	175,300	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300
6	163,100	177,000	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,400
7	164,900	178,700	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,500
8	166,700	180,400	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,600
9	168,500	182,100	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,700
10	170,200	183,800	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	422,700
11	171,900	185,500	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	425,600
12	173,600	187,200	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	428,500
13	175,300	188,900	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	431,400
14	176,900	190,600	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	434,200
15	178,400	192,300	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	436,900
16	179,900	194,000	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	439,600
17	181,400	195,700	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	442,300
18	182,600	197,400	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	444,600
19	183,800	199,100	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	446,800
20	185,000	200,800	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	449,000
21	186,200	202,500	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	451,200
22	187,400	204,200	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	453,200
23	188,600	205,900	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	455,100
24	189,800	207,600	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	457,000
25	191,000	209,300	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	458,900
26	192,200	211,000	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	460,600
27	193,400	212,700	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	462,300
28	194,600	214,400	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	464,000
29	195,800	216,100	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	465,600
30	197,000	217,800	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	467,300
31	198,200	219,500	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	468,900
32	199,400	221,200	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	470,500
33	200,500	222,900	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	472,100
34	201,700	224,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	473,800
35	202,900	226,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	475,400
36	204,000	228,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	477,000
37	205,100	229,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	478,600
38	206,200	231,400	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	480,100
39	207,300	233,100	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	481,600
40	208,300	234,800	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	483,000

41	209,300	236,500	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	484,400
42	210,400	238,200	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	485,500
43	211,400	239,900	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	486,600
44	212,400	241,600	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	487,600
45	213,400	243,300	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	488,600
46	214,400	245,100	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	489,700
47	215,400	246,800	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	490,800
48	216,400	248,500	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	491,800
49	217,400	250,200	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	492,800
50	218,300	251,900	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	493,900
51	219,100	253,600	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	495,000
52	219,900	255,300	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	496,000
53	220,700	257,000	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	497,000
54	221,500	258,700	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	
55	222,300	260,300	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	
56	223,100	261,900	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	
57	223,900	263,500	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	
58	224,700	264,500	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	
59	225,500	265,500	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	
60	226,300	266,500	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	
61	227,100	267,400	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	
62	227,900	268,400	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)	
63	228,700	269,400	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)	
64	229,500	270,400	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)	
65	230,200	271,300	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)	
66	231,000	272,200	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)	
67	231,800	273,100	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)	
68	232,600	274,000	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)	
69	233,300	274,900	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)	
70	233,900	275,800	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900	
71	234,500	276,700	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600	
72	235,000	277,500	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300	
73	235,500	278,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000	
74	236,000	279,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800	
75	236,500	280,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500	
76	236,900	280,900	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200	
77	237,300	281,700	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900	
78	237,800	282,500	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600	
79	238,200	283,300	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300	
80	238,600	284,100	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000	
81	239,000	284,800	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700	
82	239,500	285,500	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500	
83	239,900	286,200	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200	
84	240,300	286,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900	

85	240,700	287,500	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	241,200	288,200	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	
87	241,600	288,900	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	
88	242,000	289,600	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	
89	242,400	290,200	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	
90	242,900	290,900	349,100	362,000	382,800	403,900	
91	243,300	291,600	349,700	362,600	383,500	404,600	
92	243,700	292,200	350,300	363,200	384,200	405,300	
93	244,100	292,800	350,900	363,800	384,900	406,000	
94	244,600	293,300	351,500	364,500	385,600	406,700	
95	245,000	293,800	352,000	365,200	386,300	407,400	
96	245,400	294,300	352,500	365,800	387,000	408,100	
97	245,800	294,700	353,000	366,400	387,600	408,700	
98		295,100	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		295,500	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		295,900	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		296,300	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		296,700	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		297,100	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		297,500	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		297,900	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		298,300	357,800	372,300	393,900		
107		298,700	358,300	373,000	394,600		
108		299,100	358,800	373,600	395,300		
109		299,500	359,300	374,200	395,900		
110		299,900	359,900	374,900	396,600		
111		300,300	360,400	375,500	397,300		
112		300,700	360,900	376,100	398,000		
113		301,100	361,400	376,700	398,700		
114		301,500	362,000	377,400	399,400		
115		301,900	362,500	378,100	400,100		
116		302,300	363,000	378,700	400,800		
117		302,600	363,500	379,300	401,500		
118		303,000		380,000	402,200		
119		303,400		380,700	402,900		
120		303,700		381,300	403,500		
121		304,000		381,900	404,100		
122		304,400		382,600	404,800		
123		304,800		383,300	405,500		
124		305,200		383,900	406,100		
125		305,500		384,500	406,700		
126		305,900		385,200	407,400		
127		306,300		385,900	408,100		
128		306,600		386,500	408,700		

129		306,900		387,100	409,300		
130				387,800	410,000		
131				388,400	410,700		
132				389,000	411,300		
133				389,600	411,900		
134				390,300			
135				390,900			
136				391,500			
137				392,100			
138				392,800			
139				393,400			
140				394,000			
141				394,600			
142				395,300			
143				395,900			
144				396,500			
145				397,100			
146				397,800			
147				398,400			
148				399,000			
149				399,600			
150				400,300			
151				400,900			
152				401,500			
153				402,100			
154				402,700			
155				403,300			
156				403,900			
157				404,400			

- 備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防長、部長その他市長が指定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から69号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	157,400	173,200	253,800	376,500
2	158,900	174,900	256,500	379,600
3	160,400	176,600	259,100	382,700
4	161,800	178,300	261,700	385,800
5	163,200	180,000	264,300	388,900
6	165,000	181,900	267,000	392,100
7	166,700	183,800	269,700	395,200
8	168,400	185,700	272,300	398,300
9	170,100	187,500	274,900	401,400
10	171,900	189,400	277,700	404,000
11	173,700	191,300	280,400	406,600
12	175,500	193,200	283,100	409,100
13	177,200	195,000	285,800	411,600
14	179,000	197,000	288,700	413,600
15	180,800	199,000	291,600	415,600
16	182,500	200,900	294,400	417,600
17	184,200	202,800	297,200	419,600
18	186,000	204,900	300,100	421,600
19	187,800	207,000	302,900	423,600
20	189,600	209,100	305,700	425,600
21	191,300	211,100	308,500	427,600
22	193,100	213,400	311,400	429,600
23	194,900	215,700	314,300	431,600
24	196,700	217,900	317,100	433,600
25	198,400	220,100	319,900	435,500
26	199,900	222,400	322,800	437,700
27	201,400	224,700	325,600	439,800
28	202,900	226,900	328,400	441,900
29	204,400	229,100	331,200	444,000
30	206,100	231,200	334,000	446,000
31	207,800	233,300	336,800	448,000
32	209,500	235,300	339,600	450,000
33	211,100	237,300	342,400	452,000
34	213,100	239,400	345,100	453,700
35	215,100	241,500	347,800	455,400
36	217,100	243,500	350,500	457,100
37	219,100	245,500	353,100	458,800
38	221,200	247,600	355,400	460,400
39	223,300	249,700	357,700	462,000
40	225,300	251,800	360,000	463,600

41	227,300	253,800	362,300	465,200
42	229,500	256,100	364,700	466,200
43	231,700	258,400	367,000	467,100
44	233,900	260,600	369,300	468,000
45	236,100	262,800	371,600	468,900
46	237,900	265,200	373,700	469,800
47	239,600	267,600	375,800	470,700
48	241,300	270,000	377,900	471,600
49	243,000	272,300	379,900	472,500
50	244,100	274,900	381,800	473,500
51	245,200	277,400	383,700	474,400
52	246,300	279,900	385,600	475,300
53	247,300	282,400	387,400	476,200
54	249,000	285,300	389,000	477,100
55	250,700	288,100	390,600	478,000
56	252,400	290,900	392,200	478,900
57	254,000	293,700	393,700	479,800
58	255,600	296,600	395,300	480,700
59	257,200	299,400	396,900	481,600
60	258,800	302,200	398,400	482,500
61	260,300	305,000	399,900	483,400
62	262,000	307,800	401,600	484,300
63	263,700	310,600	403,300	485,200
64	265,400	313,400	404,900	486,100
65	267,100	316,100	406,500	487,000
66	268,800	318,900	408,300	488,000
67	270,500	321,700	410,100	488,900
68	272,200	324,500	411,800	489,800
69	273,800	327,200	413,500	490,700
70	275,400	330,000	415,300	491,600
71	277,000	332,800	417,100	492,500
72	278,600	335,600	418,900	493,400
73	280,100	338,300	420,600	494,300
74	281,400	341,200	422,400	495,200
75	282,700	344,100	424,200	496,100
76	283,900	347,000	426,000	497,000
77	285,100	349,900	427,700	497,900
78	286,600	352,600	429,500	
79	288,100	355,300	431,300	
80	289,600	358,000	433,000	
81	291,100	360,600	434,700	
82	292,600	363,300	436,300	
83	294,100	366,000	437,900	
84	295,600	368,700	439,400	

85	297,100	371,300	440,900
86	298,600	373,400	442,400
87	300,100	375,500	443,900
88	301,600	377,600	445,300
89	303,100	379,700	446,700
90	304,600	381,500	447,500
91	306,000	383,300	448,200
92	307,400	385,100	448,900
93	308,800	386,800	449,600
94	310,400	388,600	450,400
95	312,000	390,300	451,100
96	313,600	392,000	451,800
97	315,100	393,700	452,500
98	316,000	395,300	453,200
99	316,900	396,900	453,900
100	317,800	398,400	454,600
101	318,600	399,900	455,200
102	319,200	401,000	455,900
103	319,800	402,100	456,500
104	320,300	403,100	457,100
105	320,800	404,100	457,700
106	321,400	405,200	458,300
107	322,000	406,200	458,900
108	322,500	407,200	459,400
109	323,000	408,200	459,900
110	323,600	409,200	460,500
111	324,200	410,100	461,100
112	324,800	411,000	461,600
113	325,400	411,900	462,100
114	325,900	412,800	462,700
115	326,300	413,600	463,300
116	326,700	414,400	463,800
117	327,100	415,200	464,300
118	327,500	416,000	
119	327,800	416,700	
120	328,100	417,400	
121	328,400	418,100	
122	328,700	418,700	
123	329,000	419,300	
124	329,300	419,900	
125	329,600	420,400	
126	330,000	421,000	
127	330,400	421,600	
128	330,700	422,200	

129	331,000	422,700
130	331,400	423,300
131	331,800	423,900
132	332,200	424,400
133	332,600	424,900
134	333,000	425,500
135	333,400	426,100
136	333,700	426,600
137	334,000	427,100
138		427,700
139		428,300
140		428,800
141		429,300
142		429,900
143		430,500
144		431,000
145		431,500
146		432,100
147		432,700
148		433,200
149		433,700
150		434,300
151		434,900
152		435,400
153		435,900
154		436,500
155		437,100
156		437,600
157		438,100
158		438,700
159		439,200
160		439,700
161		440,200
162		440,800
163		441,300
164		441,800
165		442,300
166		442,900
167		443,400
168		443,900
169		444,400
170		445,000
171		445,500
172		446,000

173		446,500		
174		447,100		
175		447,600		
176		448,100		
177		448,600		

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第4 教育職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	156,000	164,000	235,600
2	157,500	165,700	237,400
3	158,900	167,400	239,200
4	160,300	169,100	241,000
5	161,700	170,800	242,800
6	163,400	172,800	244,600
7	165,100	174,800	246,400
8	166,800	176,800	248,200
9	168,500	178,700	250,000
10	170,300	180,600	251,800
11	172,100	182,500	253,600
12	173,800	184,400	255,400
13	175,500	186,300	257,100
14	177,300	188,200	258,900
15	179,100	190,000	260,700
16	180,800	191,800	262,500
17	182,500	193,600	264,300
18	184,300	195,600	266,500
19	186,100	197,500	268,600
20	187,900	199,400	270,700
21	189,600	201,300	272,800
22	191,400	203,200	275,300
23	193,200	205,000	277,800
24	194,900	206,800	280,200
25	196,600	208,600	282,600
26	198,000	210,500	285,600
27	199,400	212,300	288,500
28	200,800	214,100	291,400
29	202,100	215,900	294,300
30	203,500	217,800	297,200
31	204,900	219,600	300,000
32	206,300	221,400	302,800
33	207,600	223,200	305,600
34	209,000	225,100	308,600
35	210,400	226,900	311,600
36	211,800	228,700	314,500
37	213,100	230,500	317,400
38	214,500	232,400	320,400
39	215,900	234,300	323,300
40	217,300	236,200	326,200

41	218,600	238,000	329,100
42	220,000	239,800	331,100
43	221,400	241,600	333,100
44	222,800	243,300	335,100
45	224,100	245,000	337,000
46	225,400	246,800	339,200
47	226,700	248,600	341,400
48	228,000	250,400	343,600
49	229,300	252,100	345,800
50	230,600	254,300	348,000
51	231,900	256,500	350,200
52	233,200	258,600	352,300
53	234,500	260,700	354,400
54	235,800	263,000	356,800
55	237,100	265,300	359,200
56	238,400	267,500	361,600
57	239,600	269,700	364,000
58	240,900	272,500	365,600
59	242,200	275,200	367,200
60	243,500	277,900	368,800
61	244,700	280,600	370,400
62	246,000	283,500	371,900
63	247,300	286,400	373,400
64	248,600	289,200	374,900
65	249,800	292,000	376,300
66	251,100	294,900	377,900
67	252,400	297,800	379,500
68	253,600	300,600	381,100
69	254,800	303,400	382,700
70	256,100	306,100	384,600
71	257,400	308,800	386,500
72	258,600	311,500	388,300
73	259,800	314,200	390,100
74	260,800	316,900	391,900
75	261,800	319,600	393,700
76	262,700	322,200	395,400
77	263,600	324,800	397,100
78	264,600	327,100	398,700
79	265,600	329,400	400,300
80	266,500	331,600	401,800
81	267,400	333,800	403,300
82	268,100	336,000	405,000
83	268,800	338,200	406,700
84	269,500	340,400	408,300

85	270,200	342,500	409,900
86	270,900	344,800	411,200
87	271,500	347,100	412,500
88	272,100	349,400	413,800
89	272,700	351,600	415,000
90	273,300	353,200	416,000
91	273,900	354,700	417,000
92	274,500	356,200	418,000
93	275,000	357,700	419,000
94	275,500	359,200	419,800
95	276,000	360,600	420,500
96	276,400	362,000	421,200
97	276,800	363,400	421,900
98	277,300	364,800	422,600
99	277,800	366,200	423,300
100	278,200	367,500	424,000
101	278,600	368,800	424,600
102	279,000	370,100	425,300
103	279,400	371,300	426,000
104	279,800	372,500	426,700
105	280,200	373,700	427,300
106	280,600	374,900	428,000
107	280,900	376,100	428,700
108	281,200	377,300	429,400
109	281,500	378,500	430,000
110	281,800	379,700	430,700
111	282,000	380,800	431,400
112	282,200	381,900	432,000
113	282,400	383,000	432,600
114		383,800	433,300
115		384,600	434,000
116		385,400	434,700
117		386,200	435,300
118		386,900	436,000
119		387,600	436,700
120		388,300	437,400
121		389,000	438,000
122		389,600	438,700
123		390,200	439,400
124		390,800	440,000
125		391,400	440,600
126		392,000	441,300
127		392,500	442,000
128		393,000	442,700

129	393,500	443,300
130	394,000	
131	394,500	
132	395,000	
133	395,400	
134	395,900	
135	396,400	
136	396,900	
137	397,300	
138	397,800	
139	398,300	
140	398,700	
141	399,100	
142	399,600	
143	400,100	
144	400,500	
145	400,900	
146	401,400	
147	401,800	
148	402,200	
149	402,600	
150	403,100	
151	403,500	
152	403,900	
153	404,300	
154	404,800	
155	405,300	
156	405,800	
157	406,200	
158	406,700	
159	407,200	
160	407,600	
161	408,000	
162	408,500	
163	409,000	
164	409,400	
165	409,800	
166	410,300	
167	410,800	
168	411,300	
169	411,800	
170	412,300	
171	412,800	
172	413,300	

173		413,800	
174		414,300	
175		414,800	
176		415,300	
177		415,700	

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第5 研究職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円
1	175,300	175,800	235,700	289,300	301,300	319,600	414,000
2	177,200	177,900	238,000	291,700	304,000	322,100	417,600
3	179,000	179,900	240,300	294,100	306,700	324,600	421,100
4	180,800	181,900	242,600	296,500	309,400	327,100	424,600
5	182,600	183,900	244,900	298,900	312,100	329,500	428,100
6	184,500	186,000	247,200	301,300	314,800	332,100	431,800
7	186,400	188,100	249,500	303,700	317,500	334,600	435,500
8	188,200	190,200	251,800	306,100	320,200	337,100	439,100
9	190,000	192,200	254,100	308,400	322,800	339,600	442,700
10	192,000	194,500	256,400	310,900	325,300	342,200	446,300
11	194,000	196,700	258,600	313,300	327,700	344,800	449,800
12	195,900	198,900	260,800	315,700	330,100	347,400	453,300
13	197,800	201,100	263,000	318,100	332,500	349,900	456,800
14	199,800	203,200	265,200	320,300	334,800	352,500	460,400
15	201,700	205,300	267,400	322,500	337,100	355,100	463,900
16	203,600	207,400	269,600	324,600	339,400	357,700	467,400
17	205,500	209,500	271,700	326,700	341,700	360,200	470,900
18	207,500	211,700	273,900	328,600	343,900	362,900	474,400
19	209,500	213,800	276,100	330,500	346,100	365,500	477,900
20	211,400	215,900	278,200	332,300	348,300	368,100	481,300
21	213,300	218,000	280,300	334,100	350,500	370,700	484,700
22	215,200	220,100	282,400	335,900	352,700	373,400	488,000
23	217,100	222,200	284,500	337,700	354,800	376,000	491,200
24	219,000	224,300	286,600	339,500	356,900	378,600	494,400
25	220,900	226,300	288,600	341,300	359,000	381,200	497,600
26	222,800	228,400	290,700	343,100	361,200	383,900	500,800
27	224,600	230,500	292,800	344,900	363,400	386,600	503,900
28	226,400	232,500	294,800	346,700	365,500	389,200	507,000
29	228,200	234,500	296,800	348,500	367,600	391,800	510,100
30	229,800	236,500	298,800	350,300	369,500	394,500	513,300
31	231,400	238,500	300,800	352,100	371,400	397,200	516,400
32	233,000	240,500	302,700	353,900	373,300	399,900	519,500
33	234,600	242,400	304,600	355,600	375,100	402,500	522,600
34	236,000	244,200	306,600	357,400	376,900	405,200	525,700
35	237,400	246,000	308,500	359,200	378,600	407,800	528,800
36	238,800	247,800	310,400	360,900	380,300	410,400	531,800
37	240,200	249,500	312,300	362,600	382,000	413,000	534,800
38	241,300	251,100	314,300	364,300	383,600	415,800	537,700
39	242,400	252,700	316,200	365,900	385,200	418,600	540,500
40	243,400	254,300	318,100	367,500	386,700	421,300	543,300

41	244,400	255,800	320,000	369,100	388,200	424,000	546,100
42	245,500	257,400	321,900	370,600	389,800	426,700	548,900
43	246,500	259,000	323,800	372,100	391,400	429,400	551,700
44	247,500	260,600	325,600	373,600	392,900	432,100	554,500
45	248,500	262,100	327,400	375,100	394,400	434,700	557,200
46	249,600	263,700	329,100	376,500	395,700	437,300	560,100
47	250,600	265,300	330,800	377,900	397,000	439,800	562,900
48	251,600	266,800	332,500	379,300	398,300	442,300	565,700
49	252,600	268,300	334,100	380,600	399,600	444,800	568,500
50	253,700	269,800	335,800	382,000	400,900	446,900	571,400
51	254,700	271,300	337,500	383,300	402,200	449,000	574,200
52	255,700	272,800	339,100	384,600	403,500	451,000	577,000
53	256,700	274,300	340,700	385,900	404,700	453,000	579,800
54	257,800	275,800	342,400	387,300	406,000	454,900	
55	258,800	277,200	344,000	388,600	407,300	456,800	
56	259,800	278,600	345,600	389,900	408,500	458,700	
57	260,800	280,000	347,200	391,200	409,700	460,600	
58	261,900	281,500	348,800	392,400	410,900	462,300	
59	262,900	282,900	350,400	393,600	412,100	464,000	
60	263,900	284,300	352,000	394,800	413,300	465,600	
61	264,900	285,700	353,600	396,000	414,500	467,200	
62	266,000	287,200	355,300	397,100	415,600	468,900	
63	267,000	288,600	356,900	398,200	416,600	470,600	
64	268,000	290,000	358,500	399,300	417,600	472,200	
65	269,000	291,400	360,100	400,400	418,600	473,800	
66	270,100	292,900	361,800	401,400	419,600	475,300	
67	271,100	294,300	363,400	402,400	420,600	476,800	
68	272,100	295,700	365,000	403,300	421,600	478,300	
69	273,100	297,100	366,600	404,200	422,600	479,700	
70	274,000	298,400	368,100	405,200	423,600	481,000	
71	274,900	299,700	369,600	406,200	424,500	482,200	
72	275,800	300,900	371,000	407,200	425,400	483,400	
73	276,600	302,100	372,400	408,100	426,300	484,600	
74	277,200	303,400	373,500	409,000	427,200	485,800	
75	277,800	304,600	374,600	409,900	428,100	487,000	
76	278,400	305,800	375,700	410,800	429,000	488,100	
77	278,900	307,000	376,700	411,700	429,800	489,200	
78	279,300	308,300	377,800	412,400	430,700	490,200	
79	279,700	309,600	378,900	413,100	431,600	491,200	
80	280,100	310,800	380,000	413,800	432,400	492,200	
81	280,400	312,000	381,000	414,500	433,200	493,200	
82	280,800	313,300	382,000	415,200	434,100	494,200	
83	281,100	314,500	383,000	415,900	435,000	495,200	
84	281,400	315,700	384,000	416,600	435,800	496,100	

85	281,700	316,900	385,000	417,200	436,600	497,000
86	282,000	318,100	385,900	417,900	437,500	
87	282,300	319,300	386,700	418,600	438,400	
88	282,600	320,500	387,500	419,300	439,300	
89	282,900	321,600	388,300	420,000	440,100	
90		322,300	388,800	420,700	441,000	
91		323,000	389,300	421,400	441,900	
92		323,600	389,700	422,100	442,700	
93		324,200	390,100	422,800	443,500	
94		324,800	390,600	423,500	444,400	
95		325,400	391,100	424,200	445,300	
96		325,900	391,500	424,900	446,200	
97		326,400	391,900	425,500	447,000	
98		327,000		426,200	447,900	
99		327,500		426,900	448,800	
100		328,000		427,600	449,600	
101		328,500		428,300	450,400	
102		329,000		429,000	451,300	
103		329,500		429,700	452,200	
104		329,900		430,400	453,000	
105		330,300		431,100	453,800	
106		330,700		431,800		
107		331,100		432,500		
108		331,400		433,200		
109		331,700		433,900		
110				434,600		
111				435,300		
112				436,000		
113				436,600		
114				437,300		
115				438,000		
116				438,700		
117				439,300		
118				440,000		
119				440,700		
120				441,400		
121				442,000		
122				442,700		
123				443,400		
124				444,100		
125				444,700		
126				445,400		
127				446,100		
128				446,700		

129				447,300		
130				448,000		
131				448,700		
132				449,400		
133				450,000		
134				450,700		
135				451,400		
136				452,100		
137				452,700		

備考 この表は、工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で市長が指定するものに適用する。

附則別表第6 医療職給料表(2)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	142,400	157,300	214,600	243,400	260,500	271,100 (309,400)	327,000
2	143,500	158,500	216,200	245,200	262,600	273,200 (311,800)	329,700
3	144,600	159,700	217,800	247,000	264,700	275,300 (314,200)	332,300
4	145,600	160,900	219,400	248,800	266,700	277,300 (316,600)	334,900
5	146,600	162,000	220,900	250,500	268,700	279,300 (319,000)	337,500
6	147,700	163,700	222,500	252,500	270,800	281,500 (321,500)	340,200
7	148,800	165,300	224,100	254,500	272,900	283,700 (324,000)	342,800
8	149,900	166,900	225,700	256,500	275,000	285,800 (326,400)	345,400
9	150,900	168,500	227,300	258,400	277,000	287,900 (328,800)	348,000
10	152,100	170,200	229,300	260,500	279,200	290,200 (331,200)	350,600
11	153,200	171,900	231,300	262,500	281,300	292,400 (333,600)	353,200
12	154,300	173,600	233,200	264,500	283,400	294,600 (335,900)	355,800
13	155,400	175,300	235,100	266,500	285,500	296,800 (338,200)	358,400
14	156,900	177,000	237,100	268,600	287,700	299,100 (340,600)	361,300
15	158,400	178,700	239,000	270,700	289,800	301,400 (342,900)	364,100
16	159,900	180,400	240,900	272,700	291,900	303,600 (345,200)	366,900
17	161,300	182,100	242,800	274,700	294,000	305,800 (347,500)	369,700
18	163,100	183,800	244,700	276,800	296,200	308,200 (349,800)	372,300
19	164,900	185,500	246,600	278,900	298,300	310,600 (352,100)	374,800
20	166,700	187,200	248,500	281,000	300,400	312,900 (354,300)	377,300
21	168,500	188,900	250,400	283,100	302,500	315,200 (356,500)	379,800
22	170,200	190,600	252,300	285,200	304,700	317,600 (358,800)	382,300
23	171,900	192,300	254,200	287,300	306,900	320,000 (361,000)	384,700
24	173,600	194,000	256,100	289,400	309,000	322,400 (363,200)	387,100
25	175,300	195,700	257,900	291,500	311,100	324,700 (365,400)	389,500
26	176,900	197,400	259,800	293,700	313,400	326,700 (367,700)	391,800
27	178,400	199,100	261,700	295,900	315,700	328,700 (369,900)	394,100
28	179,900	200,800	263,600	298,100	318,000	330,700 (372,100)	396,400
29	181,400	202,500	265,500	300,200	320,300	332,600 (374,300)	398,700
30	182,600	204,200	267,400	302,300	322,500	334,600 (376,500)	400,800
31	183,800	205,900	269,300	304,400	324,700	336,600 (378,600)	402,800
32	185,000	207,600	271,200	306,500	326,900	338,600 (380,700)	404,800
33	186,200	209,300	273,100	308,500	329,000	340,500 (382,800)	406,800
34	187,400	211,000	275,000	310,400	331,100	342,600 (384,400)	408,400
35	188,600	212,700	276,900	312,300	333,200	344,700 (386,000)	410,000
36	189,800	214,400	278,800	314,200	335,200	346,700 (387,600)	411,600
37	191,000	216,100	280,700	316,100	337,200	348,700 (389,100)	413,200
38	192,200	217,800	282,600	317,900	339,100	350,800 (390,100)	414,400
39	193,400	219,500	284,500	319,700	341,000	352,800 (391,100)	415,500
40	194,600	221,200	286,400	321,500	342,800	354,800 (392,000)	416,600

41	195,800	222,900	288,200	323,300	344,600	356,800 (392,900)	417,700
42	197,000	224,600	290,100	324,700	346,200	358,600 (394,300)	418,700
43	198,200	226,300	292,000	326,100	347,800	360,300 (395,600)	419,700
44	199,400	228,000	293,900	327,500	349,300	362,000 (396,900)	420,700
45	200,500	229,700	295,700	328,900	350,800	363,700 (398,200)	421,600
46	201,700	231,400	297,600	330,300	352,000	365,500 (399,200)	422,600
47	202,900	233,100	299,500	331,600	353,200	367,300 (400,200)	423,600
48	204,000	234,800	301,300	332,900	354,400	369,000 (401,200)	424,500
49	205,100	236,500	303,100	334,200	355,500	370,700 (402,200)	425,400
50	206,200	238,200	304,900	335,700	357,100	372,000 (402,900)	426,400
51	207,300	239,900	306,700	337,200	358,700	373,300 (403,600)	427,400
52	208,300	241,600	308,500	338,700	360,300	374,500 (404,300)	428,300
53	209,300	243,300	310,300	340,100	361,800	375,700 (405,000)	429,200
54	210,400	245,100	312,000	341,300	363,000	376,900 (405,700)	430,200
55	211,400	246,800	313,700	342,400	364,200	378,100 (406,400)	431,200
56	212,400	248,500	315,400	343,500	365,400	379,200 (407,100)	432,100
57	213,400	250,200	317,000	344,600	366,600	380,300 (407,800)	433,000
58	214,400	251,900	318,500	345,700	367,600	381,200 (408,500)	434,000
59	215,400	253,600	320,000	346,700	368,500	382,100 (409,200)	435,000
60	216,400	255,300	321,500	347,700	369,400	383,000 (409,900)	435,900
61	217,400	257,000	322,900	348,700	370,300	383,800 (410,500)	436,800
62	218,300	258,700	324,300	349,700	371,300	384,500 (411,200)	437,800
63	219,100	260,300	325,700	350,600	372,200	385,200 (411,900)	438,800
64	219,900	261,900	327,100	351,500	373,100	385,900 (412,600)	439,700
65	220,700	263,500	328,500	352,400	374,000	386,600 (413,300)	440,600
66	221,500	264,500	329,800	353,300	374,900	387,300 (414,000)	441,600
67	222,300	265,500	331,100	354,100	375,800	388,000 (414,700)	442,600
68	223,100	266,500	332,400	354,900	376,700	388,700 (415,400)	443,600
69	223,900	267,400	333,600	355,700	377,600	389,300 (416,100)	444,500
70	224,700	268,400	334,700	356,500	378,500	390,000 (416,800)	445,500
71	225,500	269,400	335,800	357,300	379,300	390,700 (417,500)	446,500
72	226,300	270,400	336,900	358,100	380,100	391,400 (418,200)	447,400
73	227,100	271,300	337,900	358,900	380,900	392,100 (418,900)	448,300
74	227,900	272,200	338,600	359,600	381,600	392,800 (419,600)	449,300
75	228,700	273,100	339,300	360,300	382,300	393,500 (420,300)	450,300
76	229,500	274,000	340,000	360,900	383,000	394,200 (421,000)	451,200
77	230,200	274,900	340,600	361,500	383,700	394,900 (421,600)	452,100
78	231,000	275,800	341,400	362,200	384,400	395,600 (422,300)	453,100
79	231,800	276,700	342,200	362,900	385,100	396,300 (423,000)	454,000
80	232,600	277,500	343,000	363,600	385,800	397,000 (423,700)	454,900
81	233,300	278,300	343,700	364,200	386,500	397,700 (424,400)	455,800
82	233,900	279,200	344,400	364,900	387,200	398,400 (425,100)	456,800
83	234,500	280,100	345,000	365,600	387,900	399,100 (425,800)	457,800
84	235,000	280,900	345,600	366,300	388,600	399,800 (426,500)	458,700

85	235,500	281,700	346,200	366,900	389,200	400,400 (427,100)	459,600
86	236,000	282,500	346,800	367,600	389,900	401,100 (427,800)	
87	236,500	283,300	347,400	368,300	390,600	401,800 (428,500)	
88	236,900	284,100	348,000	369,000	391,300	402,500 (429,100)	
89	237,300	284,800	348,500	369,600	392,000	403,200 (429,700)	
90	237,800	285,500	349,100	370,300	392,700	403,900	
91	238,200	286,200	349,700	371,000	393,400	404,600	
92	238,600	286,900	350,300	371,600	394,100	405,300	
93	239,000	287,500	350,900	372,200	394,800	406,000	
94	239,500	288,200	351,500	372,900	395,500	406,700	
95	239,900	288,900	352,000	373,600	396,200	407,400	
96	240,300	289,600	352,500	374,300	396,900	408,100	
97	240,700	290,200	353,000	374,900	397,600	408,700	
98		290,900	353,600	375,600	398,300	409,400	
99		291,600	354,100	376,300	399,000	410,100	
100		292,200	354,600	376,900	399,700	410,800	
101		292,800	355,100	377,500	400,300	411,400	
102		293,300	355,700	378,200	401,000	412,100	
103		293,800	356,200	378,900	401,700	412,800	
104		294,300	356,700	379,500	402,400	413,500	
105		294,700	357,200	380,100	403,000	414,100	
106		295,100	357,800	380,800	403,700	414,800	
107		295,500	358,300	381,500	404,400	415,500	
108		295,900	358,800	382,100	405,000	416,100	
109		296,300	359,300	382,700	405,600	416,700	
110		296,700	359,900	383,400	406,300	417,400	
111		297,100	360,400	384,000	407,000	418,000	
112		297,500	360,900	384,600	407,600	418,600	
113		297,900	361,400	385,200	408,200	419,200	
114		298,300	362,000	385,900	408,900		
115		298,700	362,500	386,600	409,500		
116		299,100	363,000	387,200	410,100		
117		299,500	363,500	387,800	410,700		
118		299,900		388,500			
119		300,300		389,100			
120		300,700		389,700			
121		301,100		390,300			
122		301,500		391,000			
123		301,900		391,600			
124		302,300		392,200			
125		302,600		392,800			
126		303,000		393,500			
127		303,400		394,100			
128		303,700		394,700			

129		304,000		395,300		
130		304,400		396,000		
131		304,800		396,600		
132		305,200		397,200		
133		305,500		397,800		
134		305,900		398,400		
135		306,300		399,000		
136		306,600		399,600		
137		306,900		400,200		
138				400,900		
139				401,500		
140				402,100		
141				402,700		
142				403,300		
143				403,900		
144				404,500		
145				405,100		

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第7 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	324,400
2	152,100	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	327,100
3	153,200	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	329,700
4	154,300	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	332,300
5	155,400	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,900
6	156,900	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,300
7	158,400	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,600
8	159,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	341,900
9	161,300	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	344,200
10	163,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	346,600
11	164,900	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	348,900
12	166,700	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	351,200
13	168,500	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	353,500
14	170,200	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	355,800
15	171,900	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	358,100
16	173,600	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	360,400
17	175,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	362,700
18	176,900	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	365,100
19	178,400	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	367,400
20	179,900	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	369,700
21	181,400	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,000
22	182,600	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,200
23	183,800	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,400
24	185,000	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,600
25	186,200	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	380,800
26	187,400	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	382,800
27	188,600	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	384,800
28	189,800	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	386,800
29	191,000	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	388,700
30	192,200	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,400
31	193,400	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,100
32	194,600	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	393,800
33	195,800	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,400
34	197,000	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	396,900
35	198,200	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,300
36	199,400	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,700
37	200,500	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100
38	201,700	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,200
39	202,900	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,300
40	204,000	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,300

41	205,100	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,300
42	206,200	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,300
43	207,300	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,300
44	208,300	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,300
45	209,300	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,300
46	210,400	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,300
47	211,400	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,300
48	212,400	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,300
49	213,400	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300
50	214,400	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,200
51	215,400	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	415,000
52	216,400	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,800
53	217,400	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,600
54	218,300	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,400
55	219,100	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	418,200
56	219,900	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	419,000
57	220,700	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,700
58	221,500	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,500
59	222,300	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	421,300
60	223,100	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	422,100
61	223,900	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,900
62	224,700	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,700
63	225,500	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	424,500
64	226,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	425,300
65	227,100	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	426,000
66	227,900	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,800
67	228,700	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	427,600
68	229,500	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	428,400
69	230,200	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	429,200
70	231,000	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	430,000
71	231,800	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	430,800
72	232,600	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	431,600
73	233,300	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	432,300
74	233,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	433,100
75	234,500	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	433,900
76	235,000	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	434,700
77	235,500	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	435,500
78	236,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	
79	236,500	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	
80	236,900	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	
81	237,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	
82	237,800	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	
83	238,200	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	
84	238,600	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	

85	239,000	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)
86	239,500	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)
87	239,900	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)
88	240,300	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)
89	240,700	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)
90		285,500	349,100	362,000	382,800	403,900
91		286,200	349,700	362,600	383,500	404,600
92		286,900	350,300	363,200	384,200	405,300
93		287,500	350,900	363,800	384,900	406,000
94		288,200	351,500	364,500	385,600	406,700
95		288,900	352,000	365,200	386,300	407,400
96		289,600	352,500	365,800	387,000	408,100
97		290,200	353,000	366,400	387,600	408,700
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200
114		298,300	362,000	377,400	399,400	
115		298,700	362,500	378,100	400,100	
116		299,100	363,000	378,700	400,800	
117		299,500	363,500	379,300	401,500	
118		299,900		380,000	402,200	
119		300,300		380,700	402,900	
120		300,700		381,300	403,500	
121		301,100		381,900	404,100	
122		301,500		382,600	404,800	
123		301,900		383,300	405,500	
124		302,300		383,900	406,100	
125		302,600		384,500	406,700	
126		303,000		385,200		
127		303,400		385,900		
128		303,700		386,500		

129		304,000		387,100			
130		304,400		387,800			
131		304,800		388,400			
132		305,200		389,000			
133		305,500		389,600			
134		305,900		390,300			
135		306,300		390,900			
136		306,600		391,500			
137		306,900		392,100			
138				392,800			
139				393,400			
140				394,000			
141				394,600			
142				395,300			
143				395,900			
144				396,500			
145				397,100			
146				397,800			
147				398,400			
148				399,000			
149				399,600			
150				400,300			
151				400,900			
152				401,500			
153				402,100			
154				402,700			
155				403,300			
156				403,900			
157				404,400			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第9 技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	130,900	148,000	214,600	229,100	243,900
2	131,900	149,200	216,200	230,600	246,000
3	132,900	150,400	217,800	232,100	248,000
4	133,800	151,600	219,400	233,500	250,000
5	134,700	152,700	220,900	234,900	252,000
6	135,700	153,900	222,500	236,900	254,000
7	136,700	155,100	224,100	238,900	256,000
8	137,600	156,200	225,700	240,900	258,000
9	138,500	157,300	227,300	242,800	260,000
10	139,500	158,500	229,300	244,800	262,100
11	140,500	159,700	231,300	246,800	264,200
12	141,500	160,900	233,200	248,800	266,200
13	142,400	162,000	235,100	250,700	268,200
14	143,500	163,700	237,100	252,800	270,300
15	144,600	165,300	239,000	254,900	272,400
16	145,600	166,900	240,900	256,900	274,500
17	146,600	168,500	242,800	258,900	276,500
18	147,700	170,200	244,700	261,000	278,600
19	148,800	171,900	246,600	263,100	280,700
20	149,900	173,600	248,500	265,200	282,800
21	150,900	175,300	250,400	267,300	284,900
22	152,100	177,000	252,300	269,500	287,100
23	153,200	178,700	254,200	271,600	289,200
24	154,300	180,400	256,100	273,700	291,300
25	155,400	182,100	257,900	275,800	293,400
26	156,900	183,800	259,800	278,000	295,600
27	158,400	185,500	261,700	280,100	297,700
28	159,900	187,200	263,600	282,200	299,800
29	161,300	188,900	265,500	284,300	301,900
30	163,100	190,600	267,400	286,500	304,100
31	164,900	192,300	269,300	288,600	306,200
32	166,700	194,000	271,200	290,700	308,300
33	168,500	195,700	273,100	292,800	310,400
34	170,200	197,400	275,000	295,000	312,700
35	171,900	199,100	276,900	297,200	315,000
36	173,600	200,800	278,800	299,400	317,200
37	175,300	202,500	280,700	301,500	319,400
38	176,900	204,200	282,600	303,600	321,600
39	178,400	205,900	284,500	305,700	323,800
40	179,900	207,600	286,400	307,700	325,900

41	181,400	209,300	288,200	309,700	328,000
42	182,600	211,000	290,100	311,600	330,100
43	183,800	212,700	292,000	313,500	332,100
44	185,000	214,400	293,900	315,300	334,100
45	186,200	216,100	295,700	317,100	336,100
46	187,400	217,800	297,600	319,000	338,000
47	188,600	219,500	299,500	320,800	339,800
48	189,800	221,200	301,300	322,600	341,600
49	191,000	222,900	303,100	324,400	343,400
50	192,200	224,600	304,900	326,300	345,200
51	193,400	226,300	306,700	328,100	347,000
52	194,600	228,000	308,500	329,900	348,800
53	195,800	229,700	310,300	331,700	350,500
54	197,000	231,400	312,000	333,200	351,700
55	198,200	233,100	313,700	334,600	352,900
56	199,400	234,800	315,400	336,000	354,000
57	200,500	236,500	317,000	337,400	355,100
58	201,700	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,900	239,900	320,000	339,600	358,100
60	204,000	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146				397,800	
147				398,400	
148				399,000	
149				399,600	
150				400,300	
151				400,900	
152				401,500	
153				402,100	
154				402,700	
155				403,300	
156				403,900	
157				404,400	

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1から附則別表第5までを次のように改める。

附則別表第1 教育職給料表(4)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,400	173,200	251,200	253,800	366,300
2	158,900	174,900	253,700	256,500	369,400
3	160,400	176,600	256,100	259,100	372,500
4	161,800	178,300	258,500	261,700	375,600
5	163,200	180,000	260,900	264,300	378,700
6	165,000	181,900	263,400	267,000	381,900
7	166,700	183,800	265,900	269,700	385,000
8	168,400	185,700	268,400	272,300	388,100
9	170,100	187,500	270,800	274,900	391,200
10	171,900	189,400	273,500	277,700	393,800
11	173,700	191,300	276,200	280,400	396,400
12	175,500	193,200	278,800	283,100	398,900
13	177,200	195,000	281,400	285,800	401,400
14	179,000	197,000	284,300	288,700	403,200
15	180,800	199,000	287,100	291,600	405,000
16	182,500	200,900	289,900	294,400	406,800
17	184,200	202,800	292,700	297,200	408,500
18	186,000	204,900	295,600	300,100	410,200
19	187,800	207,000	298,400	302,900	411,900
20	189,500	209,100	301,200	305,700	413,600
21	191,200	211,100	304,000	308,500	415,300
22	193,000	213,400	306,800	311,300	416,900
23	194,800	215,700	309,600	314,100	418,400
24	196,500	217,900	312,400	316,900	419,900
25	198,200	220,100	315,200	319,700	421,400
26	199,600	222,400	317,900	322,300	423,100
27	201,000	224,700	320,600	324,900	424,800
28	202,400	226,900	323,300	327,500	426,400
29	203,800	229,100	325,900	330,100	428,000
30	205,400	231,200	328,500	332,700	429,500
31	207,000	233,300	331,100	335,300	431,000
32	208,600	235,300	333,700	337,900	432,500
33	210,100	237,300	336,300	340,500	433,900
34	212,200	239,400	338,900	343,100	434,800
35	214,200	241,500	341,500	345,600	435,700
36	216,200	243,500	344,000	348,100	436,600
37	218,200	245,500	346,500	350,600	437,500
38	220,300	247,600	348,800	352,600	439,000
39	222,400	249,700	351,000	354,600	440,400
40	224,500	251,800	353,200	356,600	441,800

41	226,600	253,800	355,400	358,600	443,200
42	228,800	256,100	357,600	360,600	444,000
43	231,000	258,400	359,800	362,500	444,800
44	233,100	260,600	362,000	364,400	445,500
45	235,200	262,800	364,100	366,300	446,200
46	237,000	265,200	366,100	368,100	447,000
47	238,800	267,600	368,100	369,800	447,700
48	240,500	270,000	370,000	371,500	448,400
49	242,200	272,300	371,900	373,200	449,100
50	243,300	274,900	373,600	374,900	449,900
51	244,400	277,400	375,300	376,600	450,700
52	245,500	279,900	377,000	378,300	451,400
53	246,600	282,400	378,600	380,000	452,100
54	248,100	285,300	380,000	381,300	453,000
55	249,600	288,100	381,400	382,600	453,900
56	251,000	290,900	382,700	383,900	454,800
57	252,400	293,700	384,000	385,200	455,700
58	253,900	296,600	385,200	386,300	456,600
59	255,400	299,400	386,400	387,400	457,500
60	256,900	302,200	387,600	388,500	458,400
61	258,400	305,000	388,800	389,600	459,300
62	260,200	307,800	390,000	390,800	460,200
63	262,000	310,600	391,100	392,000	461,100
64	263,800	313,400	392,200	393,200	462,000
65	265,500	316,100	393,300	394,300	462,900
66	267,100	318,900	394,500	395,700	463,900
67	268,700	321,700	395,600	397,100	464,800
68	270,300	324,400	396,700	398,400	465,700
69	271,900	327,100	397,800	399,700	466,600
70	273,500	329,600	399,000	401,100	467,500
71	275,100	332,100	400,100	402,500	468,400
72	276,700	334,600	401,200	403,900	469,300
73	278,200	337,100	402,300	405,200	470,200
74	279,400	339,800	403,500	406,700	471,100
75	280,500	342,400	404,600	408,200	472,000
76	281,600	345,000	405,700	409,600	472,900
77	282,700	347,600	406,800	411,000	473,800
78	284,100	349,900	407,900	412,500	474,700
79	285,400	352,200	409,000	413,900	475,600
80	286,700	354,500	410,100	415,300	476,500
81	288,000	356,800	411,100	416,700	477,400
82	289,300	359,300	412,100	418,000	478,300
83	290,500	361,800	413,000	419,200	479,200
84	291,700	364,200	413,900	420,400	480,100

85	292,900	366,600	414,800	421,600	481,000
86	294,100	368,600	415,700	422,700	
87	295,300	370,500	416,600	423,800	
88	296,500	372,400	417,400	424,900	
89	297,600	374,300	418,200	426,000	
90	298,800	375,700	418,900	426,800	
91	300,000	377,100	419,600	427,500	
92	301,200	378,500	420,300	428,200	
93	302,400	379,900	420,900	428,900	
94	303,500	381,300	421,600	429,700	
95	304,600	382,700	422,300	430,400	
96	305,600	384,100	422,900	431,100	
97	306,600	385,500	423,500	431,800	
98	306,900	386,700	424,200	432,500	
99	307,200	387,900	424,800	433,200	
100	307,500	389,100	425,400	433,900	
101	307,800	390,300	426,000	434,500	
102	308,200	391,300	426,600	435,200	
103	308,500	392,300	427,200	435,800	
104	308,800	393,200	427,800	436,400	
105	309,100	394,100	428,400	437,000	
106	309,400	395,000	429,000	437,600	
107	309,700	395,900	429,600	438,200	
108	310,000	396,800	430,100	438,700	
109	310,300	397,700	430,600	439,200	
110	310,700	398,500	431,200	439,800	
111	311,100	399,300	431,800	440,400	
112	311,500	400,100	432,300	440,900	
113	311,800	400,900	432,800	441,400	
114	312,000	401,700	433,400	442,000	
115	312,200	402,500	434,000	442,600	
116	312,400	403,300	434,500	443,100	
117	312,500	404,000	435,000	443,600	
118		404,700	435,600	444,200	
119		405,400	436,100	444,800	
120		406,100	436,600	445,300	
121		406,800	437,100	445,800	
122		407,400	437,700	446,400	
123		408,000	438,300	447,000	
124		408,600	438,800	447,500	
125		409,100	439,300	448,000	
126		409,800	439,900	448,600	
127		410,400	440,400	449,200	
128		411,000	440,900	449,700	

129	411,600	441,400	450,200
130	412,200		
131	412,800		
132	413,400		
133	414,000		
134	414,600		
135	415,200		
136	415,800		
137	416,300		
138	416,900		
139	417,500		
140	418,000		
141	418,500		
142	419,100		
143	419,700		
144	420,200		
145	420,700		
146	421,300		
147	421,900		
148	422,400		
149	422,900		
150	423,500		
151	424,100		
152	424,600		
153	425,100		
154	425,700		
155	426,300		
156	426,800		
157	427,300		
158	427,900		
159	428,400		
160	428,900		
161	429,400		
162	430,000		
163	430,500		
164	431,000		
165	431,500		
166	432,100		
167	432,600		
168	433,100		
169	433,600		
170	434,200		
171	434,700		
172	435,200		

173		435,700		
174		436,300		
175		436,800		
176		437,300		
177		437,800		

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第2 行政職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	143,000	158,100	215,700	230,300	245,100	272,500 (311,000)	325,000 (370,600)	394,900	414,200
2	144,100	159,300	217,300	231,800	247,200	274,600 (313,500)	327,800 (373,400)	398,100	417,800
3	145,200	160,500	218,900	233,300	249,200	276,700 (315,900)	330,600 (376,200)	401,300	421,400
4	146,300	161,700	220,500	234,700	251,200	278,700 (318,300)	333,400 (379,000)	404,500	424,900
5	147,300	162,800	222,000	236,100	253,200	280,700 (320,700)	336,100 (381,700)	407,700	428,400
6	148,400	164,500	223,700	238,100	255,300	282,900 (323,200)	338,800 (384,200)	410,800	432,100
7	149,500	166,100	225,300	240,100	257,400	285,100 (325,700)	341,500 (386,700)	413,900	435,800
8	150,600	167,700	226,900	242,100	259,400	287,300 (328,100)	344,200 (389,200)	417,000	439,500
9	151,600	169,300	228,500	244,000	261,400	289,400 (330,500)	346,900 (391,600)	420,100	443,200
10	152,800	171,100	230,500	246,000	263,500	291,700 (332,900)	349,300 (394,100)	423,100	446,900
11	154,000	172,800	232,500	248,000	265,600	293,900 (335,300)	351,700 (396,600)	426,100	450,600
12	155,100	174,500	234,400	250,000	267,600	296,100 (337,600)	354,100 (399,100)	429,100	454,200
13	156,200	176,200	236,300	251,900	269,600	298,300 (339,900)	356,500 (401,500)	432,000	457,800
14	157,700	177,900	238,300	254,000	271,700	300,600 (342,300)	358,800 (403,600)	434,900	461,300
15	159,200	179,600	240,200	256,100	273,800	302,900 (344,700)	361,100 (405,700)	437,800	464,800
16	160,700	181,300	242,100	258,200	275,900	305,200 (347,000)	363,400 (407,800)	440,600	468,300
17	162,100	183,000	244,000	260,300	277,900	307,400 (349,300)	365,600 (409,800)	443,400	471,700
18	163,900	184,700	245,900	262,400	280,100	309,800 (351,600)	367,800 (411,200)	446,300	475,000
19	165,700	186,400	247,800	264,500	282,200	312,200 (353,900)	370,000 (412,600)	449,200	478,300
20	167,500	188,100	249,700	266,600	284,300	314,600 (356,200)	372,200 (414,000)	452,000	481,500
21	169,300	189,800	251,600	268,700	286,400	316,900 (358,400)	374,400 (415,300)	454,800	484,700
22	171,100	191,500	253,600	270,900	288,600	319,300 (360,700)	376,600 (416,700)	457,500	487,800
23	172,800	193,200	255,500	273,000	290,700	321,700 (362,900)	378,700 (418,100)	460,200	490,900
24	174,500	194,900	257,400	275,100	292,800	324,100 (365,100)	380,800 (419,500)	462,800	493,900
25	176,200	196,600	259,300	277,200	294,900	326,400 (367,300)	382,900 (420,800)	465,400	496,900
26	177,800	198,400	261,200	279,400	297,100	328,400 (369,600)	385,000 (422,000)	467,200	500,000
27	179,300	200,100	263,100	281,600	299,200	330,400 (371,900)	387,000 (423,200)	469,000	503,000
28	180,800	201,800	265,000	283,700	301,300	332,400 (374,100)	389,000 (424,400)	470,700	506,000
29	182,300	203,500	266,900	285,800	303,400	334,300 (376,300)	391,000 (425,600)	472,400	509,000
30	183,500	205,300	268,800	288,000	305,600	336,200 (378,500)	392,700 (426,700)	474,200	512,000
31	184,700	207,000	270,700	290,100	307,800	338,100 (380,600)	394,400 (427,800)	476,000	515,000
32	185,900	208,700	272,600	292,200	309,900	340,000 (382,700)	396,000 (428,900)	477,700	517,900
33	187,100	210,400	274,500	294,300	312,000	341,900 (384,800)	397,600 (429,900)	479,400	520,800
34	188,300	212,100	276,400	296,500	314,300	343,900 (386,400)	399,000 (430,700)	480,900	523,800
35	189,500	213,800	278,300	298,700	316,600	345,800 (388,000)	400,400 (431,500)	482,400	526,700
36	190,700	215,500	280,200	300,900	318,900	347,700 (389,600)	401,800 (432,300)	483,800	529,600
37	191,900	217,200	282,100	303,000	321,100	349,600 (391,100)	403,200 (433,100)	485,200	532,500
38	193,100	218,900	284,000	305,100	323,300	351,500 (392,100)	404,500 (433,700)	486,500	535,200
39	194,300	220,600	285,900	307,200	325,500	353,400 (393,100)	405,700 (434,300)	487,800	537,900
40	195,500	222,300	287,800	309,300	327,600	355,300 (394,000)	406,900 (434,900)	489,100	540,600

41	196,700	224,000	289,700	311,300	329,700	357,100 (394,900)	408,100 (435,500)	490,400	543,200
42	197,900	225,800	291,600	313,200	331,800	358,900 (395,600)	408,900 (436,100)	491,500	545,900
43	199,100	227,500	293,500	315,100	333,800	360,600 (396,200)	409,700 (436,700)	492,600	548,500
44	200,300	229,200	295,400	317,000	335,800	362,300 (396,800)	410,400 (437,300)	493,700	551,100
45	201,500	230,900	297,200	318,800	337,800	364,000 (397,400)	411,100 (437,900)	494,800	553,700
46	202,700	232,600	299,100	320,700	339,700	365,800 (398,000)	411,700 (438,500)	495,900	556,200
47	203,900	234,300	301,000	322,500	341,600	367,600 (398,600)	412,300 (439,100)	497,000	558,700
48	205,100	236,000	302,800	324,300	343,400	369,300 (399,200)	412,900 (439,700)	498,100	561,100
49	206,200	237,700	304,600	326,100	345,200	371,000 (399,800)	413,400 (440,300)	499,100	563,500
50	207,300	239,400	306,500	328,000	347,000	372,300 (400,400)	414,000 (440,900)	500,100	566,000
51	208,400	241,100	308,300	329,800	348,800	373,500 (401,000)	414,600 (441,500)	501,100	568,500
52	209,400	242,800	310,100	331,600	350,600	374,700 (401,600)	415,200 (442,100)	502,000	571,000
53	210,400	244,500	311,900	333,400	352,300	375,900 (402,100)	415,700 (442,700)	502,900	573,400
54	211,500	246,300	313,600	334,900	353,500	377,000 (402,700)	416,300 (443,300)	503,800	575,900
55	212,500	248,000	315,300	336,300	354,700	378,100 (403,300)	416,900 (443,900)	504,700	578,300
56	213,500	249,700	317,000	337,700	355,900	379,100 (403,900)	417,500 (444,500)	505,600	580,700
57	214,500	251,400	318,700	339,100	357,000	380,100 (404,400)	418,000 (445,100)	506,500	583,100
58	215,500	253,200	320,200	340,200	357,900	380,800 (405,000)	418,600 (445,700)	507,400	585,500
59	216,500	255,000	321,700	341,300	358,800	381,400 (405,600)	419,200 (446,300)	508,300	587,900
60	217,500	256,700	323,200	342,400	359,700	382,000 (406,200)	419,800 (446,900)	509,200	590,300
61	218,500	258,400	324,600	343,400	360,500	382,600 (406,700)	420,300 (447,500)	510,100	592,700
62	219,400	260,100	326,000	344,400	361,300	383,200 (407,300)	420,900 (448,100)		
63	220,200	261,700	327,400	345,400	362,100	383,800 (407,900)	421,500 (448,700)		
64	221,000	263,300	328,800	346,400	362,900	384,400 (408,500)	422,100 (449,300)		
65	221,800	264,900	330,200	347,400	363,700	384,900 (409,000)	422,600 (449,900)		
66	222,600	265,900	331,500	348,100	364,400	385,500 (409,600)	423,200 (450,500)		
67	223,400	266,900	332,800	348,700	365,000	386,100 (410,200)	423,800 (451,100)		
68	224,200	267,900	334,100	349,300	365,600	386,700 (410,800)	424,400 (451,700)		
69	225,000	268,800	335,300	349,900	366,200	387,200 (411,300)	424,900 (452,300)		
70	225,900	269,800	336,400	350,500	366,900	387,800 (411,900)	425,500 (452,900)		
71	226,700	270,800	337,500	351,100	367,500	388,400 (412,500)	426,100 (453,500)		
72	227,500	271,800	338,600	351,700	368,100	389,000 (413,100)	426,700 (454,100)		
73	228,300	272,700	339,600	352,300	368,700	389,500 (413,600)	427,200 (454,700)		
74	229,100	273,600	340,300	352,900	369,400	390,100 (414,200)	427,800 (455,400)		
75	229,900	274,500	341,000	353,500	370,100	390,700 (414,800)	428,400 (456,000)		
76	230,700	275,400	341,700	354,100	370,700	391,300 (415,400)	429,000 (456,600)		
77	231,400	276,300	342,400	354,700	371,300	391,800 (415,900)	429,600 (457,200)		
78	232,200	277,200	343,000	355,300	372,000	392,400 (416,500)	430,200 (457,800)		
79	233,000	278,100	343,600	355,900	372,600	393,000 (417,100)	430,800 (458,400)		
80	233,800	278,900	344,200	356,500	373,200	393,600 (417,700)	431,400 (459,000)		
81	234,500	279,700	344,800	357,100	373,800	394,100 (418,200)	431,900 (459,600)		
82	235,100	280,600	345,400	357,700	374,500	394,700 (418,800)	432,500		
83	235,700	281,500	346,000	358,300	375,100	395,300 (419,400)	433,100		
84	236,200	282,300	346,600	358,900	375,700	395,900 (420,000)	433,700		

85	236,700	283,100	347,200	359,500	376,300	396,400 (420,500)	434,200
86	237,200	283,900	347,800	360,100	377,000	397,000 (421,100)	434,800
87	237,700	284,700	348,400	360,700	377,600	397,600 (421,700)	435,400
88	238,100	285,500	349,000	361,300	378,200	398,200 (422,300)	436,000
89	238,500	286,300	349,600	361,900	378,800	398,700 (422,800)	436,500
90	239,000	287,000	350,200	362,500	379,500	399,300	437,100
91	239,400	287,700	350,800	363,100	380,100	399,900	437,700
92	239,800	288,400	351,400	363,700	380,700	400,500	438,300
93	240,200	289,000	352,000	364,300	381,300	401,100	438,800
94	240,700	289,700	352,600	364,900	382,000	401,700	439,400
95	241,100	290,400	353,200	365,400	382,600	402,300	440,000
96	241,500	291,100	353,700	365,900	383,200	402,900	440,600
97	241,900	291,700	354,200	366,400	383,800	403,400	441,100
98		292,400	354,800	367,000	384,500	404,000	
99		293,100	355,400	367,500	385,100	404,600	
100		293,700	355,900	368,000	385,700	405,200	
101		294,300	356,400	368,500	386,300	405,700	
102		294,800	357,000	369,100	387,000	406,300	
103		295,300	357,500	369,700	387,600	406,900	
104		295,800	358,000	370,200	388,200	407,500	
105		296,200	358,500	370,700	388,800	408,000	
106		296,600	359,000	371,300	389,500	408,600	
107		297,000	359,500	371,800	390,100	409,200	
108		297,400	360,000	372,300	390,700	409,800	
109		297,800	360,500	372,800	391,300	410,300	
110		298,200	361,000	373,400	391,900	410,900	
111		298,600	361,500	373,900	392,500	411,500	
112		299,000	362,000	374,400	393,100	412,100	
113		299,400	362,500	374,900	393,700	412,600	
114		299,800	363,000	375,500	394,300		
115		300,200	363,500	376,000	394,900		
116		300,600	364,000	376,500	395,500		
117		301,000	364,500	377,000	396,100		
118		301,400	365,000	377,600	396,700		
119		301,800	365,500	378,100	397,300		
120		302,200	366,000	378,600	397,900		
121		302,600	366,500	379,100	398,400		
122		303,000		379,700	399,000		
123		303,400		380,200	399,600		
124		303,800		380,700	400,200		
125		304,100		381,200	400,800		
126		304,500		381,800	401,400		
127		304,900		382,300	402,000		
128		305,300		382,800	402,600		

129	305,600	383,300	403,100
130	306,000	383,900	403,700
131	306,400	384,400	404,300
132	306,800	384,900	404,900
133	307,100	385,400	405,400
134	307,500	386,000	
135	307,900	386,500	
136	308,200	387,000	
137	308,500	387,500	
138	308,900	388,100	
139	309,200	388,600	
140	309,500	389,100	
141	309,800	389,600	
142	310,200	390,200	
143	310,500	390,700	
144	310,800	391,200	
145	311,100	391,700	
146		392,300	
147		392,800	
148		393,300	
149		393,800	
150		394,400	
151		394,900	
152		395,400	
153		395,900	
154		396,500	
155		397,000	
156		397,500	
157		398,000	

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	158,200	174,000	255,100	378,500
2	159,700	175,800	257,800	381,600
3	161,200	177,500	260,500	384,700
4	162,600	179,200	263,100	387,800
5	164,000	180,900	265,700	390,900
6	165,800	182,800	268,400	394,100
7	167,500	184,700	271,100	397,300
8	169,200	186,600	273,700	400,400
9	170,900	188,400	276,300	403,500
10	172,700	190,300	279,100	406,100
11	174,500	192,200	281,900	408,700
12	176,300	194,100	284,600	411,300
13	178,100	195,900	287,300	413,800
14	179,900	197,900	290,200	415,800
15	181,700	199,900	293,100	417,800
16	183,400	201,900	295,900	419,800
17	185,100	203,800	298,700	421,800
18	186,900	205,900	301,600	423,900
19	188,700	208,000	304,500	425,900
20	190,500	210,100	307,300	427,900
21	192,200	212,200	310,100	429,900
22	194,000	214,500	313,000	431,900
23	195,800	216,800	315,900	433,900
24	197,600	219,000	318,800	435,900
25	199,300	221,200	321,600	437,800
26	200,900	223,500	324,500	439,800
27	202,500	225,800	327,300	441,800
28	204,000	228,000	330,100	443,800
29	205,500	230,200	332,900	445,700
30	207,200	232,300	335,800	447,700
31	208,900	234,400	338,600	449,700
32	210,600	236,500	341,400	451,700
33	212,200	238,500	344,200	453,600
34	214,200	240,600	346,900	455,200
35	216,200	242,700	349,600	456,800
36	218,200	244,700	352,300	458,400
37	220,200	246,700	354,900	460,000
38	222,300	248,800	357,300	460,900
39	224,400	250,900	359,600	461,800
40	226,500	253,000	361,900	462,700

41	228,500	255,100	364,200	463,600
42	230,700	257,400	366,600	464,500
43	232,900	259,700	369,000	465,400
44	235,100	262,000	371,300	466,300
45	237,300	264,200	373,600	467,200
46	239,100	266,600	375,700	468,100
47	240,800	269,000	377,800	469,000
48	242,500	271,400	379,900	469,900
49	244,200	273,700	381,900	470,800
50	245,300	276,300	383,800	471,700
51	246,400	278,800	385,700	472,600
52	247,500	281,300	387,600	473,500
53	248,500	283,800	389,400	474,400
54	250,200	286,700	391,000	475,100
55	251,900	289,600	392,600	475,800
56	253,600	292,400	394,200	476,500
57	255,300	295,200	395,700	477,100
58	256,900	298,100	397,300	477,800
59	258,500	301,000	398,900	478,500
60	260,100	303,800	400,500	479,200
61	261,700	306,600	402,000	479,800
62	263,400	309,400	403,600	480,500
63	265,100	312,200	405,200	481,200
64	266,800	315,000	406,700	481,900
65	268,500	317,800	408,200	482,500
66	270,200	320,600	409,700	483,200
67	271,900	323,400	411,100	483,900
68	273,600	326,200	412,500	484,600
69	275,200	328,900	413,900	485,300
70	276,800	331,700	415,400	485,900
71	278,400	334,500	416,800	486,500
72	280,000	337,300	418,200	487,100
73	281,500	340,000	419,600	487,700
74	282,800	343,000	421,000	488,300
75	284,100	345,900	422,400	488,900
76	285,400	348,800	423,700	489,500
77	286,600	351,700	425,000	490,100
78	288,100	354,400	426,400	
79	289,600	357,100	427,800	
80	291,100	359,800	429,200	
81	292,600	362,500	430,500	
82	294,100	365,200	431,900	
83	295,600	367,900	433,300	
84	297,100	370,600	434,600	

85	298,500	373,300	435,900
86	300,100	375,400	437,300
87	301,600	377,500	438,700
88	303,100	379,600	440,000
89	304,600	381,700	441,300
90	306,100	383,500	442,100
91	307,600	385,300	442,900
92	309,000	387,100	443,600
93	310,400	388,800	444,300
94	312,000	390,600	445,000
95	313,600	392,300	445,700
96	315,200	394,000	446,300
97	316,800	395,700	446,900
98	317,700	397,300	447,600
99	318,600	398,800	448,200
100	319,500	400,300	448,800
101	320,300	401,800	449,400
102	320,900	402,900	449,900
103	321,500	404,000	450,400
104	322,000	405,100	450,900
105	322,500	406,100	451,300
106	323,100	407,200	451,800
107	323,700	408,200	452,300
108	324,200	409,200	452,800
109	324,700	410,200	453,200
110	325,300	410,900	453,700
111	325,900	411,500	454,200
112	326,500	412,100	454,700
113	327,100	412,700	455,100
114	327,600	413,300	455,600
115	328,000	413,900	456,100
116	328,400	414,400	456,600
117	328,800	414,900	457,100
118	329,200	415,500	
119	329,500	416,000	
120	329,800	416,500	
121	330,100	417,000	
122	330,400	417,500	
123	330,700	418,000	
124	331,000	418,500	
125	331,300	419,000	
126	331,700	419,500	
127	332,100	420,000	
128	332,400	420,400	

129	332,700	420,800
130	333,100	421,300
131	333,500	421,800
132	333,900	422,200
133	334,300	422,600
134	334,700	423,100
135	335,100	423,500
136	335,400	423,900
137	335,700	424,300
138		424,800
139		425,200
140		425,600
141		426,000
142		426,500
143		427,000
144		427,400
145		427,800
146		428,300
147		428,700
148		429,100
149		429,500
150		430,000
151		430,400
152		430,800
153		431,200
154		431,700
155		432,100
156		432,500
157		432,900
158		433,400
159		433,800
160		434,200
161		434,600
162		435,100
163		435,500
164		435,900
165		436,300
166		436,800
167		437,200
168		437,600
169		438,000
170		438,500
171		438,900
172		439,300

173		439,700		
174		440,200		
175		440,600		
176		441,000		
177		441,400		

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第4 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	特2級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	158,200	174,000	252,500	255,100	368,200
2	159,700	175,800	255,000	257,800	371,400
3	161,200	177,500	257,500	260,500	374,500
4	162,600	179,200	259,900	263,100	377,600
5	164,000	180,900	262,300	265,700	380,700
6	165,800	182,800	264,800	268,400	383,900
7	167,500	184,700	267,300	271,100	387,000
8	169,200	186,600	269,800	273,700	390,100
9	170,900	188,400	272,200	276,300	393,200
10	172,700	190,300	274,900	279,100	395,800
11	174,500	192,200	277,600	281,900	398,400
12	176,300	194,100	280,200	284,600	401,000
13	178,100	195,900	282,800	287,300	403,600
14	179,900	197,900	285,700	290,200	405,400
15	181,700	199,900	288,600	293,100	407,200
16	183,400	201,900	291,400	295,900	409,000
17	185,100	203,800	294,200	298,700	410,700
18	186,900	205,900	297,100	301,600	412,400
19	188,700	208,000	300,000	304,500	414,100
20	190,400	210,100	302,800	307,300	415,800
21	192,100	212,200	305,600	310,100	417,500
22	193,900	214,500	308,500	313,000	419,100
23	195,700	216,800	311,300	315,800	420,600
24	197,400	219,000	314,100	318,600	422,100
25	199,100	221,200	316,900	321,400	423,600
26	200,600	223,500	319,600	324,000	425,200
27	202,100	225,800	322,300	326,600	426,700
28	203,500	228,000	325,000	329,200	428,200
29	204,900	230,200	327,600	331,800	429,700
30	206,500	232,300	330,200	334,500	431,200
31	208,100	234,400	332,800	337,100	432,700
32	209,700	236,500	335,400	339,700	434,100
33	211,200	238,500	338,000	342,300	435,500
34	213,300	240,600	340,600	344,900	436,300
35	215,300	242,700	343,200	347,400	437,100
36	217,300	244,700	345,800	349,900	437,900
37	219,300	246,700	348,300	352,400	438,600
38	221,400	248,800	350,600	354,500	439,400
39	223,500	250,900	352,900	356,500	440,100
40	225,600	253,000	355,100	358,500	440,800

41	227,700	255,100	357,300	360,500	441,500
42	229,900	257,400	359,500	362,500	442,300
43	232,100	259,700	361,700	364,400	443,000
44	234,300	262,000	363,900	366,300	443,700
45	236,400	264,200	366,000	368,200	444,400
46	238,200	266,600	368,000	370,000	445,200
47	240,000	269,000	370,000	371,800	445,900
48	241,700	271,400	372,000	373,500	446,600
49	243,400	273,700	373,900	375,200	447,300
50	244,500	276,300	375,600	376,900	448,100
51	245,600	278,800	377,300	378,600	448,800
52	246,700	281,300	379,000	380,300	449,500
53	247,800	283,800	380,600	382,000	450,200
54	249,300	286,700	382,000	383,300	450,900
55	250,800	289,600	383,400	384,600	451,600
56	252,300	292,400	384,700	385,900	452,300
57	253,700	295,200	386,000	387,200	452,900
58	255,300	298,100	387,200	388,300	453,600
59	256,800	301,000	388,400	389,400	454,300
60	258,300	303,800	389,600	390,500	455,000
61	259,800	306,600	390,800	391,600	455,600
62	261,600	309,400	391,900	392,700	456,300
63	263,400	312,200	393,000	393,800	457,000
64	265,200	315,000	394,000	394,900	457,700
65	266,900	317,800	395,000	395,900	458,400
66	268,500	320,600	396,000	397,000	459,100
67	270,100	323,400	397,000	398,100	459,800
68	271,700	326,100	398,000	399,100	460,500
69	273,300	328,800	398,900	400,100	461,100
70	274,900	331,300	399,800	401,200	461,700
71	276,500	333,800	400,700	402,200	462,300
72	278,100	336,300	401,600	403,200	462,900
73	279,600	338,800	402,500	404,200	463,500
74	280,800	341,500	403,300	405,300	464,100
75	281,900	344,200	404,100	406,300	464,700
76	283,000	346,800	404,800	407,300	465,300
77	284,100	349,400	405,500	408,300	465,900
78	285,500	351,800	406,300	409,400	466,500
79	286,900	354,100	407,100	410,400	467,100
80	288,200	356,400	407,900	411,400	467,700
81	289,500	358,700	408,600	412,400	468,300
82	290,700	361,200	409,400	413,500	468,900
83	291,900	363,700	410,200	414,500	469,500
84	293,100	366,100	410,900	415,500	470,100

85	294,300	368,500	411,600	416,500	470,700
86	295,500	370,500	412,400	417,500	
87	296,700	372,500	413,200	418,500	
88	297,900	374,400	413,900	419,500	
89	299,100	376,300	414,600	420,500	
90	300,400	377,700	415,300	421,300	
91	301,600	379,100	415,900	422,100	
92	302,800	380,500	416,500	422,800	
93	304,000	381,900	417,100	423,500	
94	305,100	383,300	417,700	424,200	
95	306,200	384,700	418,300	424,900	
96	307,200	386,100	418,900	425,500	
97	308,200	387,500	419,400	426,100	
98	308,500	388,700	420,000	426,800	
99	308,800	389,900	420,500	427,500	
100	309,100	391,000	421,000	428,100	
101	309,400	392,100	421,500	428,700	
102	309,800	393,100	422,000	429,200	
103	310,100	394,100	422,500	429,700	
104	310,400	395,100	422,900	430,200	
105	310,700	396,000	423,300	430,600	
106	311,000	397,000	423,800	431,100	
107	311,300	397,900	424,300	431,600	
108	311,600	398,800	424,700	432,100	
109	311,900	399,700	425,100	432,500	
110	312,300	400,200	425,600	433,000	
111	312,700	400,700	426,100	433,500	
112	313,100	401,200	426,500	434,000	
113	313,400	401,700	426,900	434,400	
114	313,600	402,200	427,400	434,900	
115	313,800	402,700	427,900	435,400	
116	314,000	403,200	428,400	435,900	
117	314,200	403,700	428,800	436,300	
118		404,200	429,300	436,800	
119		404,700	429,800	437,300	
120		405,200	430,200	437,800	
121		405,700	430,600	438,200	
122		406,200	431,100	438,700	
123		406,700	431,600	439,200	
124		407,200	432,000	439,700	
125		407,700	432,400	440,100	
126		408,200	432,900	440,600	
127		408,700	433,400	441,100	
128		409,200	433,800	441,600	

129	409,700	434,200	442,000
130	410,200		
131	410,700		
132	411,200		
133	411,700		
134	412,200		
135	412,700		
136	413,100		
137	413,500		
138	414,000		
139	414,400		
140	414,800		
141	415,200		
142	415,700		
143	416,100		
144	416,500		
145	416,900		
146	417,400		
147	417,800		
148	418,200		
149	418,600		
150	419,100		
151	419,500		
152	419,900		
153	420,300		
154	420,800		
155	421,200		
156	421,600		
157	422,000		
158	422,500		
159	422,900		
160	423,300		
161	423,700		
162	424,200		
163	424,600		
164	425,000		
165	425,400		
166	425,900		
167	426,300		
168	426,700		
169	427,100		
170	427,600		
171	428,100		
172	428,500		

173		428,900		
174		429,400		
175		429,800		
176		430,200		
177		430,600		

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第5 医療職給料表(2)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	143,000	158,100	215,700	244,600	261,900	272,500 (311,000)	328,700
2	144,100	159,300	217,300	246,400	264,000	274,600 (313,500)	331,400
3	145,200	160,500	218,900	248,200	266,100	276,700 (315,900)	334,000
4	146,300	161,700	220,500	250,000	268,100	278,700 (318,300)	336,600
5	147,300	162,800	222,000	251,700	270,100	280,700 (320,700)	339,200
6	148,400	164,500	223,700	253,800	272,200	282,900 (323,200)	341,900
7	149,500	166,100	225,300	255,800	274,300	285,100 (325,700)	344,600
8	150,600	167,700	226,900	257,800	276,400	287,300 (328,100)	347,200
9	151,600	169,300	228,500	259,800	278,400	289,400 (330,500)	349,800
10	152,800	171,100	230,500	261,900	280,600	291,700 (332,900)	352,500
11	154,000	172,800	232,500	263,900	282,800	293,900 (335,300)	355,100
12	155,100	174,500	234,400	265,900	284,900	296,100 (337,600)	357,700
13	156,200	176,200	236,300	267,900	287,000	298,300 (339,900)	360,300
14	157,700	177,900	238,300	270,000	289,200	300,600 (342,300)	362,900
15	159,200	179,600	240,200	272,100	291,300	302,900 (344,700)	365,500
16	160,700	181,300	242,100	274,100	293,400	305,200 (347,000)	368,100
17	162,100	183,000	244,000	276,100	295,500	307,400 (349,300)	370,700
18	163,900	184,700	245,900	278,200	297,700	309,800 (351,600)	373,300
19	165,700	186,400	247,800	280,300	299,800	312,200 (353,900)	375,900
20	167,500	188,100	249,700	282,400	301,900	314,600 (356,200)	378,500
21	169,300	189,800	251,600	284,500	304,000	316,900 (358,400)	381,000
22	171,100	191,500	253,600	286,700	306,200	319,300 (360,700)	383,500
23	172,800	193,200	255,500	288,800	308,400	321,700 (362,900)	386,000
24	174,500	194,900	257,400	290,900	310,600	324,100 (365,100)	388,500
25	176,200	196,600	259,300	293,000	312,700	326,400 (367,300)	390,900
26	177,800	198,400	261,200	295,200	315,100	328,400 (369,600)	393,300
27	179,300	200,100	263,100	297,400	317,400	330,400 (371,900)	395,700
28	180,800	201,800	265,000	299,600	319,700	332,400 (374,100)	398,100
29	182,300	203,500	266,900	301,700	322,000	334,300 (376,300)	400,500
30	183,500	205,300	268,800	303,800	324,200	336,200 (378,500)	402,500
31	184,700	207,000	270,700	305,900	326,400	338,100 (380,600)	404,500
32	185,900	208,700	272,600	308,000	328,600	340,000 (382,700)	406,400
33	187,100	210,400	274,500	310,100	330,700	341,900 (384,800)	408,300
34	188,300	212,100	276,400	312,100	332,800	343,900 (386,400)	409,700
35	189,500	213,800	278,300	314,000	334,900	345,800 (388,000)	411,100
36	190,700	215,500	280,200	315,900	336,900	347,700 (389,600)	412,500
37	191,900	217,200	282,100	317,800	338,900	349,600 (391,100)	413,900
38	193,100	218,900	284,000	319,600	340,800	351,500 (392,100)	415,100
39	194,300	220,600	285,900	321,400	342,700	353,400 (393,100)	416,300
40	195,500	222,300	287,800	323,200	344,600	355,300 (394,000)	417,500

41	196,700	224,000	289,700	325,000	346,400	357,100 (394,900)	418,600
42	197,900	225,800	291,600	326,400	348,000	358,900 (395,600)	419,400
43	199,100	227,500	293,500	327,800	349,600	360,600 (396,200)	420,200
44	200,300	229,200	295,400	329,200	351,100	362,300 (396,800)	421,000
45	201,500	230,900	297,200	330,600	352,600	364,000 (397,400)	421,700
46	202,700	232,600	299,100	331,900	353,800	365,800 (398,000)	422,500
47	203,900	234,300	301,000	333,200	355,000	367,600 (398,600)	423,300
48	205,100	236,000	302,800	334,500	356,200	369,300 (399,200)	424,100
49	206,200	237,700	304,600	335,800	357,300	371,000 (399,800)	424,800
50	207,300	239,400	306,500	337,100	358,300	372,300 (400,400)	425,600
51	208,400	241,100	308,300	338,400	359,300	373,500 (401,000)	426,400
52	209,400	242,800	310,100	339,700	360,300	374,700 (401,600)	427,200
53	210,400	244,500	311,900	341,000	361,200	375,900 (402,100)	428,000
54	211,500	246,300	313,600	342,100	362,200	377,000 (402,700)	428,800
55	212,500	248,000	315,300	343,200	363,200	378,100 (403,300)	429,600
56	213,500	249,700	317,000	344,300	364,100	379,100 (403,900)	430,400
57	214,500	251,400	318,700	345,300	365,000	380,100 (404,400)	431,100
58	215,500	253,200	320,200	346,300	365,800	380,800 (405,000)	431,900
59	216,500	255,000	321,700	347,300	366,600	381,400 (405,600)	432,700
60	217,500	256,700	323,200	348,300	367,400	382,000 (406,200)	433,500
61	218,500	258,400	324,600	349,200	368,200	382,600 (406,700)	434,200
62	219,400	260,100	326,000	350,100	369,100	383,200 (407,300)	435,000
63	220,200	261,700	327,400	351,000	369,900	383,800 (407,900)	435,800
64	221,000	263,300	328,800	351,900	370,700	384,400 (408,500)	436,600
65	221,800	264,900	330,200	352,700	371,500	384,900 (409,000)	437,300
66	222,600	265,900	331,500	353,500	372,300	385,500 (409,600)	438,100
67	223,400	266,900	332,800	354,300	373,100	386,100 (410,200)	438,900
68	224,200	267,900	334,100	355,000	373,900	386,700 (410,800)	439,700
69	225,000	268,800	335,300	355,700	374,700	387,200 (411,300)	440,400
70	225,900	269,800	336,400	356,400	375,500	387,800 (411,900)	441,200
71	226,700	270,800	337,500	357,100	376,300	388,400 (412,500)	442,000
72	227,500	271,800	338,600	357,700	377,000	389,000 (413,100)	442,800
73	228,300	272,700	339,600	358,300	377,700	389,500 (413,600)	443,500
74	229,100	273,600	340,300	359,000	378,400	390,100 (414,200)	444,300
75	229,900	274,500	341,000	359,700	379,100	390,700 (414,800)	445,100
76	230,700	275,400	341,700	360,300	379,800	391,300 (415,400)	445,800
77	231,400	276,300	342,400	360,900	380,400	391,800 (415,900)	446,500
78	232,200	277,200	343,000	361,600	381,100	392,400 (416,500)	447,300
79	233,000	278,100	343,600	362,300	381,800	393,000 (417,100)	448,100
80	233,800	278,900	344,200	362,900	382,400	393,600 (417,700)	448,800
81	234,500	279,700	344,800	363,500	383,000	394,100 (418,200)	449,500
82	235,100	280,600	345,400	364,200	383,700	394,700 (418,800)	450,300
83	235,700	281,500	346,000	364,900	384,400	395,300 (419,400)	451,000
84	236,200	282,300	346,600	365,500	385,000	395,900 (420,000)	451,700

85	236,700	283,100	347,200	366,100	385,600	396,400 (420,500)	452,400
86	237,200	283,900	347,800	366,800	386,300	397,000 (421,100)	
87	237,700	284,700	348,400	367,500	386,900	397,600 (421,700)	
88	238,100	285,500	349,000	368,100	387,500	398,200 (422,300)	
89	238,500	286,300	349,600	368,700	388,100	398,700 (422,800)	
90	239,000	287,000	350,200	369,400	388,800	399,300	
91	239,400	287,700	350,800	370,100	389,400	399,900	
92	239,800	288,400	351,400	370,800	390,000	400,500	
93	240,200	289,000	352,000	371,400	390,600	401,100	
94	240,700	289,700	352,600	372,100	391,300	401,700	
95	241,100	290,400	353,200	372,800	391,900	402,300	
96	241,500	291,100	353,700	373,400	392,500	402,900	
97	241,900	291,700	354,200	374,000	393,100	403,400	
98		292,400	354,800	374,700	393,700	404,000	
99		293,100	355,400	375,400	394,300	404,600	
100		293,700	355,900	376,000	394,900	405,200	
101		294,300	356,400	376,600	395,400	405,700	
102		294,800	357,000	377,300	396,000	406,300	
103		295,300	357,500	377,900	396,600	406,900	
104		295,800	358,000	378,500	397,200	407,500	
105		296,200	358,500	379,100	397,700	408,000	
106		296,600	359,000	379,800	398,300	408,600	
107		297,000	359,500	380,400	398,900	409,200	
108		297,400	360,000	381,000	399,500	409,800	
109		297,800	360,500	381,600	400,100	410,300	
110		298,200	361,000	382,300	400,700	410,900	
111		298,600	361,500	382,900	401,300	411,500	
112		299,000	362,000	383,500	401,900	412,100	
113		299,400	362,500	384,100	402,400	412,600	
114		299,800	363,000	384,700	403,000		
115		300,200	363,500	385,300	403,600		
116		300,600	364,000	385,900	404,200		
117		301,000	364,500	386,400	404,700		
118		301,400		387,000			
119		301,800		387,600			
120		302,200		388,200			
121		302,600		388,700			
122		303,000		389,300			
123		303,400		389,900			
124		303,800		390,500			
125		304,100		391,000			
126		304,500		391,600			
127		304,900		392,200			
128		305,300		392,800			

129		305,600		393,300		
130		306,000		393,900		
131		306,400		394,500		
132		306,800		395,100		
133		307,100		395,600		
134		307,500		396,200		
135		307,900		396,800		
136		308,200		397,400		
137		308,500		397,900		
138				398,500		
139				399,100		
140				399,700		
141				400,300		
142				400,900		
143				401,500		
144				402,100		
145				402,600		

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

- 13 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「職員が」の次に「要介護者（「を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。））」を、「するため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「人事委員会規則で定めるところにより、6月以内」を「指定期間内」に改める。

第17条中「事項」の次に「（前条に規定する事項を除く。））」を加え、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(臨時的任用職員の勤務時間及び休暇)

第17条 臨時的に任用される職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 改正後勤務時間条例第14条の2の規定は、一部施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 15 職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表に掲げる施設等において医療業務に従事する」を削り、「歯科医師」の次に「で市長が指定するもの」を加える。

別表を削る。

(職員退職手当条例の一部改正)

- 16 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 前項の規定による改正後の職員退職手当条例附則第15項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の83.7」とあるのは、平成30年3月31日においては、「100分の85.35」とする。

名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第17号

名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

(名古屋市建築基準法等施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市建築基準法等施行細則(平成12年名古屋市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表の3項左欄中「、第8項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同条第2項中「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改める。

(建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正)

第2条 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(昭和31年名古屋市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第18号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで」を「平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで」に、「地域療育センター及び保健所」を「地域療育センター及び区役所保健福祉センター（福祉部を除く。以下同じ。）」に、「衛生研究所及び保健所」を「衛生研究所及び区役所保健福祉センター」に改める。

附則第 9 項及び第10項中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期 間	金 額
1 年 未 満	250,900 円
1 年 以 上 2 年 未 満	250,900
2 年 以 上 3 年 未 満	250,900
3 年 以 上 4 年 未 満	250,900
4 年 以 上 5 年 未 満	250,900
5 年 以 上 6 年 未 満	250,900
6 年 以 上 7 年 未 満	250,900
7 年 以 上 8 年 未 満	250,900
8 年 以 上 9 年 未 満	250,900
9 年 以 上 10 年 未 満	250,900
10 年 以 上 11 年 未 満	250,900
11 年 以 上 12 年 未 満	250,900
12 年 以 上 13 年 未 満	250,900
13 年 以 上 14 年 未 満	250,900
14 年 以 上 15 年 未 満	250,900
15 年 以 上 16 年 未 満	250,900
16 年 以 上 17 年 未 満	248,300
17 年 以 上 18 年 未 満	245,700
18 年 以 上 19 年 未 満	243,100
19 年 以 上 20 年 未 満	240,500
20 年 以 上 21 年 未 満	237,900
21 年 以 上 22 年 未 満	225,900
22 年 以 上 23 年 未 満	214,000
23 年 以 上 24 年 未 満	202,000
24 年 以 上 25 年 未 満	190,200
25 年 以 上 26 年 未 満	178,400
26 年 以 上 27 年 未 満	164,000
27 年 以 上 28 年 未 満	149,700
28 年 以 上 29 年 未 満	135,400
29 年 以 上 30 年 未 満	121,100
30 年 以 上 31 年 未 満	106,100
31 年 以 上 32 年 未 満	91,300
32 年 以 上 33 年 未 満	76,100
33 年 以 上 34 年 未 満	57,000
34 年 以 上 35 年 未 満	38,600

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

期 間	金 額	
	1 項職員	2 項職員
1 年 未 満	184,500 円	8,500 円
1 年以上 2 年未満	184,500	8,500
2 年以上 3 年未満	184,500	8,500
3 年以上 4 年未満	184,500	7,500
4 年以上 5 年未満	184,500	6,500
5 年以上 6 年未満	184,500	5,500
6 年以上 7 年未満	184,500	4,500
7 年以上 8 年未満	184,500	3,500
8 年以上 9 年未満	184,500	2,500
9 年以上 10 年未満	184,500	1,500
10 年以上 11 年未満	184,500	
11 年以上 12 年未満	184,500	
12 年以上 13 年未満	184,500	
13 年以上 14 年未満	184,500	
14 年以上 15 年未満	184,500	
15 年以上 16 年未満	184,500	
16 年以上 17 年未満	182,900	
17 年以上 18 年未満	181,300	
18 年以上 19 年未満	179,700	
19 年以上 20 年未満	178,100	
20 年以上 21 年未満	176,500	
21 年以上 22 年未満	167,300	
22 年以上 23 年未満	157,500	
23 年以上 24 年未満	148,400	
24 年以上 25 年未満	138,700	
25 年以上 26 年未満	129,500	
26 年以上 27 年未満	118,500	
27 年以上 28 年未満	108,100	
28 年以上 29 年未満	97,800	
29 年以上 30 年未満	86,800	
30 年以上 31 年未満	76,200	
31 年以上 32 年未満	65,100	
32 年以上 33 年未満	54,700	
33 年以上 34 年未満	40,500	
34 年以上 35 年未満	27,300	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 8 項から第10項まで及び附則別表の改正規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給調整手当規則別表の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第19号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「いう。）又は」を「いう。）のうち派遣先の団体から条例に規定する期末手当に相当する賃金を受けている者又は期末手当受給派遣職員（」に、「派遣され、」を「派遣されている職員のうち」に、「職員（以下「期末手当受給派遣職員」という。」を「者をいう。以下同じ。」に改める。

第9条第4号中「自治法派遣職員」の次に「のうち派遣先の団体から条例に規定する勤勉手当に相当する賃金を受けている者」を加える。

第11条第2項第7号中「1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日」を「勤務しなかった期間が30日（勤務しなかった時間7時間45分をもって1日と換算する。次号及び第9号において同じ。）」に改め、「次号」の次に「及び第9号」を加え、同項第8号中「1日の勤務時間の一部に

ついて勤務しなかった日が90日」を「勤務しなかった期間が30日」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 勤務時間条例第14条の2の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から当該期間内の週休日及び休日を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間

第15条の2第2項中「若しくは第8号から第10号まで」を「、第8号若しくは第9号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前項第12号の職員のうち職務の級4級の括弧内の金額を適用する者
100分の6

第15条の3第1号中「支給する時期ごとに1,000分の865から1,000分の1,195まで」を「6月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の1,195まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」に改め、同条第2号中「支給する時期ごとに100分の41から100分の57まで」を「6月に支給する場合においては100分の41から100分の57まで、12月に支給する場合においては100分の46から100分の62まで」に改める。

附則第4項中「同条第2項第6号」を「同条第2項第7号」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の1,195まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,295まで」を「支給する時期ごとに1,000分の915から1,000分の1,245まで」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の41から100分の57まで、12月に支給する場合においては100分の46から100分の62まで」を「支給する時期ごとに1,000分の435から1,000分の595まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4

月 1 日から、第 1 条の規定（第11条第 2 項第 7 号から第 9 号までの改正規定、第15条の 2 第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に 1 号を加える改正規定及び附則第 4 項の改正規定に限る。）は同年 6 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）第 3 条第 5 号及び第 9 条第 4 号の規定は平成14年 4 月 1 日から、第15条の 3 第 1 号及び第 2 号の規定は平成29年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から平成30年 3 月31日までの間における再任用職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）第20条第 3 項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規則第15条の 3 第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第20号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第4号中「社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所」を「区役所保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）又は区役所支所区民福祉課（保険係を除く。）」に改める。

別表第2初任給表7医療職給料表(1)中「261,600」を「264,700」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第4号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第2初

任給表 7 医療職給料表 (1) の規定、次項の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の規定及び附則第5項の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第61号）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	135,800 円	29 歳	180,300 円
17	137,700	30	185,900
18	140,600	31	191,200
19	142,500	32	196,800
20	146,600	33	196,800
21	149,000	34	196,800
22	151,300	35	196,800
23	154,900	36	196,800
24	159,100	37	197,900
25	163,500	38	197,900
26	170,500	39	202,100
27	174,700	40歳以上	206,500
28	177,500		

- 4 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中 「 151,300 」 を 「 152,500 」 に、 「 38 197,900 」

「
を

38	199,000
----	---------

 に改める。
」

(初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「175,300」を「178,400」に、「155,300」を「158,400」に、「145,700」を「148,800」に、「181,300」を「183,800」に、「161,800」を「164,900」に、「150,100」を「153,200」に、「168,800」を「171,900」に、「141,500」を「144,600」に、「266,700」を「267,600」に、「230,600」を「233,300」に、「203,900」を「207,000」に、「180,700」を「183,800」に、「191,800」を「194,900」に、「170,600」を「173,700」に、「157,300」を「160,400」に、「202,000」を「205,000」に、「179,400」を「182,500」に、「190,100」を「193,200」に、「169,000」を「172,100」に、「155,800」を「158,900」に、「191,700」を「194,800」に、「234,300」を「237,400」に、「208,300」を「211,400」に、「186,900」を「190,000」に、「175,900」を「179,000」に、「165,400」を「168,500」に、「158,200」を「161,300」に、「152,300」を「155,400」に、「185,600」を「187,400」に、「178,300」を「181,400」に、「184,100」を「186,200」に、「172,200」を「175,300」に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第21号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所」を「区役所保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）又は区役所支所区民福祉課（保険係を除く。）」に改める。

別表第2初任給表初任給の欄中「156,000円」を「159,100円」に、「141,500円」を「144,600円」に、「145,900円」を「149,000円」に、「137,500円」を「140,600円」に、「133,700円」を「136,800円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項第3号の改正

規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第2初任給表の規定は、平成29年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 166号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
からだと心泉やわらかクリニック	名古屋市東区泉一丁目10番23号	平成30年 3月 1日
うららクリニック	名古屋市南区内田橋二丁目31番 3号	平成30年 1月 1日
ひょうたん山水谷眼科	名古屋市守山区西新10番22号	平成30年 2月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目84番地の 2	平成30年 2月 1日

ミッドランドスワ ン歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1 号	平成30年 3月 1日
ゲートタワースワ ン歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3 号	平成30年 3月 1日
医療法人加藤医院 泉が丘歯科	名古屋市守山区泉が丘 803番地	平成30年 2月 26日
古田歯科診療室	名古屋市名東区高社二丁目 210番 地	平成30年 1月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
サエラ薬局砂田橋 店	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52	平成30年 1月 1日
くるまみち調剤薬 局	名古屋市東区筒井三丁目26番27号	平成30年 1月 1日
ポトス薬局いずみ 店	名古屋市東区泉一丁目10番23号	平成30年 3月 1日
スイショー薬局新 瑞橋店	名古屋市瑞穂区姫宮町 2丁目13番 地	平成30年 1月 1日
ゆうあい南ゆう薬 局	名古屋市南区三条一丁目 4番 5号	平成30年 1月 1日
つばさ薬局鳴海店	名古屋市緑区八つ松二丁目 104番 地	平成30年 2月 1日

4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護かえりえ 小幡	名古屋市守山区小幡一丁目23番 1 号	平成29年11月 1日

訪問看護ステーションあんめ	名古屋市守山区甘軒家 7番 8号	平成30年 2月 1日
訪問看護ステーションSumu	名古屋市緑区池上台二丁目21番地	平成30年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 167号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	日比野クリニック
	新	笑顔のおうちクリニック名古屋
所 在 地	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	スギ薬局向島店	
所 在 地	旧	名古屋市中村区向島町 1丁目35番地
	新	名古屋市中村区向島町 5丁目28番地の11
変 更 年 月 日	平成30年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 168号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
田辺内科クリニック	名古屋市千種区丘上町 1丁目29番地	平成30年 3月20日
名駅錦通眼科	名古屋市中村区名駅南一丁目13番 8号	平成29年11月13日
アイクリニック田中	名古屋市守山区西新10番22号	平成30年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目84番 地の 2	平成30年 2月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
サエラ薬局砂田橋店	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番 52	平成30年 1月 1日
スイショー薬局新瑞橋店	名古屋市瑞穂区姫宮町 2丁目13 番地	平成30年 1月 1日
ゆうあい南ゆう薬局	名古屋市南区三条一丁目 4番 5 号	平成30年 1月 1日
つばさ薬局鳴海店	名古屋市緑区八つ松二丁目 104 番地	平成30年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 169号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	辞退年月日
医療法人愛星会星ヶ丘皮フ科	名古屋市千種区井上町 113番地	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 170号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり再開の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
ナースステーション 夢紬	名古屋市守山区小幡四丁目11番 7 号	平成30年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 171号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
星ヶ丘デンタルプラズ	名古屋市千種区桜が丘50番地	平成29年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 172号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	ひまわり訪問看護リハビリステーション名東	
所 在 地	旧	名古屋市名東区猪高台二丁目 401番地
	新	名古屋市名東区文教台一丁目 512番地
変 更 年 月 日	平成30年 1月20日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 173号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
星ヶ丘デンタルプラス	名古屋市千種区桜が丘50番地	平成29年 3月 1日
安田歯科医院	名古屋市守山区甘軒家13番24号	平成29年11月30日
古田昭臣歯科医院	名古屋市名東区高社二丁目 210 番地	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 174号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
かなめ治療院	名古屋市南区要町 5丁目74番地	平成30年 2月 1日
森 悦子		
ひつじ治療院	名古屋市守山区廿軒家 8番17号	平成30年 2月20日
松尾 祐介		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

施 術 者 名		
かなめ治療院	名古屋市南区要町 5丁目74番地	平成30年 2月 1日
森 悦子		
ひつじ治療院	名古屋市守山区甘軒家 8番17号	平成30年 2月20日
松尾 祐介		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
たから接骨院	名古屋市中川区打中一丁目 211番地	平成30年 2月22日
久寶 弘明		
らくだ鍼灸整骨院	名古屋市中川区荒江町36番15号	平成30年 2月 9日
大石 木子		
緑区鴻仏目接骨院	名古屋市緑区鴻仏目一丁目 118番地	平成30年 2月 1日
早川 優		
ひいらぎ接骨院	名古屋市名東区高針原二丁目1409番地	平成30年 3月 1日
吉田 哲也		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 175号

生活保護法による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第51条の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 所 名		
串田 昌子	愛知県瀬戸市本郷町 5番地の 1	平成30年 2月 1日
みずの坂鍼灸マッサー ージ整骨院		

2 柔道整復

施 術 者 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 所 名		
串田 真仁	愛知県瀬戸市本郷町 5番地の 1	平成30年 2月 1日
みずの坂鍼灸マッサー ージ整骨院		

串田 昌子	愛知県瀬戸市本郷町 5番地の 1	平成30年 2月 1日
みずの坂鍼灸マッサー ジ整骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 176号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、 天白町大字植田字植田 山、東山元町 3丁目、 東山通 5丁目、星が丘 山手 名東区にじが丘一丁目、 植園町 1丁目、 3丁目、 藤巻町 2丁目、猪高町 大字高針字大久手、字 荒田、山香町 天白区天白町大字八事 字裏山	図面千種 1の14 の区域	昭和31年10月15日
------	--	------------------	-------------

」

を

「

東山公園	千種区田代町字瓶杖、 天白町大字植田字植田 山、東山元町 3丁目、 東山通 5丁目、星が丘 山手 名東区にじが丘一丁目、 植園町 1丁目、 3丁目、 藤巻町 2丁目、猪高町 大字高針字大久手、字 荒田、山香町 天白区天白町大字八事 字裏山	図面千種 1の15 の区域	昭和31年10月15日
------	--	------------------	-------------

」

に、

「

手代往還 公園	東区筒井二丁目	図面東53の区域	平成30年 2月22日
------------	---------	----------	-------------

」

を

「

手代往還 公園	東区筒井二丁目	図面東53の区域	平成30年 2月22日
東二葉公 園	東区白壁三丁目	図面東54の区域	平成30年 3月26日

」

に、

「

東陵公園	緑区鳴海町字細根	図面緑 240の区 域	平成29年 7月10日
------	----------	----------------	-------------

」

を

「

東陵公園	緑区鳴海町字細根	図面緑 240の区 域	平成29年 7月10日
徳重東公 園	緑区鳴海町字笹塚	図面緑 241の区 域	平成30年 3月26日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 3月26日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 177号

名古屋市児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり臨時に開館します。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 臨時に開館する施設
 - 名古屋市千種児童館
 - 名古屋市高岳児童館
 - 名古屋市上飯田児童館
 - 名古屋市西児童館
 - 名古屋市中村児童館
 - 名古屋市前津児童館
 - 名古屋市白金児童館
 - 名古屋市瑞穂児童館
 - 名古屋市熱田児童館
 - 名古屋市中川児童館
 - 名古屋市港児童館
 - 名古屋市南児童館
 - 名古屋市守山児童館
 - 名古屋市緑児童館
 - 名古屋市名東児童館
 - 名古屋市天白児童館

2 臨時に開館する日

平成30年 5月 5日 (土)

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 178号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・8号天白公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・8号天白公園

名古屋市天白区土原三丁目、天白町大字島田字黒石及び字山ノ杵並びに大字平針字上原及び字黒石地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 179号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・8号天白公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成30年 3月20日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 180 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

平成30年 3 月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧期間

平成30年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで。ただし、日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時45分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第181号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、平成30年3月22日から供用を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	敷地の幅員 メートル	
市道	1	下志段味第191号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1140番の3地先から 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1156番の2地先まで	0.130	6.00	第1附図
	2	下志段味第192号線	名古屋市守山区大字下志段味字小段2363番の2地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原842番地先まで	0.135	6.00	
	3	下志段味第193号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2539番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原843番地先まで	0.244	9.00	

4	志段味環状線第6号	名古屋市守山区大字下志段味字前田531番の4地先から 名古屋市守山区大字下志段味字前田520番地先まで	0.105	16.00	
5	下志段味第194号線	名古屋市守山区大字下志段味字小段2363番の2地先から 名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2346番の1地先まで	0.041	6.00	
6	下志段味第195号線	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2346番の5地先から 名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2345番の1地先まで	0.044	9.00	
7	下志段味第196号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2516番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2522番の2地先まで	0.044	6.00	
1	勝手塚線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1476番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1325番地先まで	0.500	16.00 ~ 18.00	第2 附 図
2	志段味水野線第3号	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1834番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の14地先まで	0.552	16.00 ~ 18.00	
3	上志段味第63号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の62地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先まで	0.101	6.00	
4	上志段味第64号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の3地先まで	0.176	6.00	
5	上志段味第65号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の97地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の14地先まで	0.179	6.00	

6	上志段味第66号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の15地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の83地先まで	0.148	6.00
7	上志段味第67号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先まで	0.072	6.00
8	上志段味第68号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の95地先まで	0.130	6.00
9	上志段味第69号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の432地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の140地先まで	0.174	6.00
10	上志段味第70号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の140地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の65地先まで	0.147	6.00
11	上志段味第71号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2080番の24地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の94地先まで	0.177	6.00
12	上志段味第72号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の99地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の247地先まで	0.167	6.00
13	上志段味第73号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の43地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の62地先まで	0.146	6.00
14	上志段味第74号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2080番の27地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の16地先まで	0.154	6.00

15	上志段味第75号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2081番の19地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の14地先まで	0.559	9.00 ~ 12.00
16	上志段味第76号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の42地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の22地先まで	0.155	6.00
17	上志段味第77号線	名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1324番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1330番地先まで	0.076	6.00
18	上志段味線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1481番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1837番地先まで	0.572	23.00 ~ 26.00
19	上志段味第78号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の52地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2080番の2地先まで	0.233	6.00
20	上志段味第79号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2080番の11地先まで	0.130	6.00
21	上志段味第80号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の346地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の190地先まで	0.156	6.00
22	上志段味第81号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の97地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の195地先まで	0.199	6.00
23	上志段味第82号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の97地先まで	0.136	9.00

24	上志段味第83号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の159地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の157地先まで	0.040	6.00	第 3 附 図
25	上志段味第84号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の31地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の222地先まで	0.146	6.00	
1	徳重東部第二第1号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の130地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の385地先まで	0.236	6.00	
2	徳重東部第二第2号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の132地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の690地先まで	0.214	6.00	
3	徳重東部第二第3号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の469地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の418地先まで	0.078	6.00	
4	徳重東部第二第4号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の472地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の435地先まで	0.149	9.00 ～ 9.50	
5	徳重東部第二第5号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の377地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の472地先まで	0.119	6.00 ～ 6.50	
6	徳重東部第二第6号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の472地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の791地先まで	0.088	6.50	
7	徳重東部第二第7号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の57地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の416地先まで	0.071	6.00	

8	徳重東部第二第8号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の752地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の57地先まで	0.218	6.00	
9	徳重東部第二第9号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の431地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の476地先まで	0.136	6.00	
10	徳重東部第二第10号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の132地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の393地先まで	0.083	6.00	
1	千音寺東川岸塚第1号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番の5地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番の7地先まで	0.033	6.00	第6 附 図
2	千音寺甚目寺田第1号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1396番地先まで	0.090	9.00	
1	大当郎三丁目第4号線	名古屋市中川区大当郎三丁目501番の1地先から 名古屋市中川区下之一色町字宮分4番の1地先まで	0.204	4.00 ~ 4.11	第7 附 図
1	鹿子殿第2号線	名古屋市千種区鹿子殿1601番の22地先から 名古屋市千種区鹿子殿1601番の17地先まで	0.073	6.00	第8 附 図
2	鹿子殿第3号線	名古屋市千種区鹿子殿1601番の36地先から 名古屋市千種区鹿子殿1601番の7地先まで	0.073	6.00	
1	池上町第9号線	名古屋市千種区池上町3丁目8番の1地先から 名古屋市千種区池上町3丁目8番の10地先まで	0.110	5.00	第9 附 図

1	東山元町第26号線	名古屋市千種区東山元町4丁目75番の11地先から 名古屋市千種区東山元町4丁目75番の1地先まで	0.162	6.00	第10 附図
2	東山元町第27号線	名古屋市千種区東山元町4丁目75番の16地先から 名古屋市千種区東山元町4丁目75番の20地先まで	0.102	6.00	
1	鳴子町第2号線	名古屋市緑区鳴子町3丁目33番の1地先から 名古屋市緑区鳴子町3丁目33番の6地先まで	0.045	6.00	第11 附図
1	猪高台二丁目第1号線	名古屋市名東区猪高台二丁目801番の15地先から 名古屋市名東区猪高台二丁目801番の8地先まで	0.100	6.00	第12 附図
1	西蟹田第1号線	名古屋市港区西蟹田98番の29地先から 名古屋市港区東蟹田1605番の1地先まで	0.155	5.00 ～ 7.36	第13 附図
1	大高銭瓶谷第1号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷1番の2地先から 名古屋市緑区大高町字銭瓶谷2番の2地先まで	0.011	7.02	第14 附図
1	大将ヶ根二丁目第1号線	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目601番地先から 名古屋市緑区大将ヶ根二丁目706番地先まで	0.173	4.29 ～ 7.53	第15 附図
1	野方通第1号線	名古屋市北区野方通4丁目1番の1地先から 名古屋市北区野方通4丁目1番の24地先まで	0.200	5.97 ～ 6.32	第16 附図
1	鳴海細根第9号線	名古屋市緑区鳴海町字細根118番の274地先から 名古屋市緑区鳴海町字細根97番の5地先まで	0.191	平均 0.90	第17 附図

2 路線の認定及び道路の区域決定

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域		摘要	
			区間	延長 キロメートル		敷地の幅員 メートル
市道	11	熊野豊明線第11号	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の130地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の458地先まで	0.289	16.00	第3 附図
	1	御田線自転車歩行者道線	名古屋市熱田区神宮三丁目609番地先から 名古屋市熱田区三本松町1201番の2地先まで	0.146	3.50 ～ 7.03	第4 附図
	1	椿町線第3号	名古屋市中村区太閤二丁目214番の12地先から 名古屋市中村区太閤二丁目310番の1地先まで	0.147	36.00 ～ 54.35	第5 附図

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理符号	路線名	起 終	点 点	摘要
ア	鳴海町第407号線	起点	名古屋市緑区平子が丘3317番地先 終点	名古屋市緑区鳴海町字細根97番の5地先 第18 附図
ア	野方通川添線	起点	名古屋市北区野方通3丁目1番の2地先 終点	名古屋市北区野方通4丁目1番の24地先 第19 附図
イ	中切南北1号線	起点	名古屋市北区野方通3丁目2番地先 終点	名古屋市北区光音寺町字野方1918番の4地先
ア	茶屋ヶ坂牛巻線	起点	名古屋市熱田区神宮三丁目501番地先 終点	名古屋市熱田区三本松町104番の2地先 第20 附図
ア	牧野第45号線	起点	名古屋市中村区太閤一丁目1902番の1地先 終点	名古屋市中村区太閤一丁目1804番地先 第21 附図
イ	牧野第46号線	起点	名古屋市中村区太閤二丁目701番地先 終点	名古屋市中村区太閤二丁目503番地先

ア	瀬古屋敷14号線	起点 名古屋市守山区瀬古東三丁目955番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東三丁目955番地先	第 23 附 図
イ	瀬古高見6号線	起点 名古屋市守山区瀬古東一丁目609番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東一丁目613番地先	

4 路線の廃止

整理 番号	路線名	起 終 点 点	摘 要
1	鳴海町第390号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字明願15番の4地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字明願7番地先	第 18 附 図
2	鳴海町第410号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字御茶屋12番の2地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字御茶屋14番の6地先	
3	鳴海町第409号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字御茶屋14番の6地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字御茶屋16番の1地先	
1	牧野第47号線	起点 名古屋市中村区太閤一丁目2401番の2地先 終点 名古屋市中村区太閤一丁目2002番の2地先	第 21 附 図
2	太閤一丁目第5号線	起点 名古屋市中村区太閤一丁目1804番地先 終点 名古屋市中村区太閤二丁目314番の1地先	
1	町南2号線	起点 名古屋市北区志賀南通2丁目30番地先 終点 名古屋市北区志賀南通2丁目31番地先	第 22 附 図

5 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路線名	道 路 の 区 域			摘 要	
			区 間	変 更 の 前 後 別	延 長 キ ロ メ ー ト ル		幅 員 メ ー ト ル
県道	A	名古屋多治見線	名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1156番の2地先から	前	0.033	9.44 ～ 9.49	第 1 附 図
			名古屋市守山区大字下志段味 字湿ケ1945番の1地先まで	後	0.033	24.99	

市道	A	宮田第6号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1508番の5地先から	前	0.035	4.00	第 6 図
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1508番の1地先まで	後	0.035	6.00	
	B	宮田第11号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349番地先から	前	0.314	8.00	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番の1地先まで	後	0.314	11.00	
	C	宮田第13号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1384番の17地先から	前	0.044	4.00	
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1469番の3地先まで	後	0.044	6.00	
	D	宮田第16号線	名古屋市中川区新家一丁目1011番地先から	前	0.141	6.00	
			名古屋市中川区新家一丁目901番地先まで	後	0.141	9.00	
	E	宮田第17号線	名古屋市中川区新家一丁目832番地先から	前	0.063	6.00	
			名古屋市中川区新家一丁目801番地先まで	後	0.063	9.00	
	F	宮田第18号線	名古屋市中川区新家一丁目1011番地先から	前	0.227	8.00	
			名古屋市中川区新家一丁目806番地先まで	後	0.227	11.00	
	G	宮田第21号線	名古屋市中川区新家一丁目2701番地先から	前	0.233	6.00	
			名古屋市中川区新家一丁目1101番地先まで	後	0.233	8.95 ~ 13.00	
	H	宮田第22号線	名古屋市中川区新家一丁目703番地先から	前	0.059	4.00	
			名古屋市中川区新家一丁目702番地先まで	後	0.059	11.00	
	I	宮田第25号線	名古屋市中川区新家一丁目1408番地先から	前	0.245	8.00	
			名古屋市中川区新家一丁目601番地先まで	後	0.245	11.00	

J	宮田第34号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1349番地先から	前	0.065	6.00	
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1349番地先まで	後	0.065	9.00	
K	宮田第38号線	名古屋市中川区新家一丁目3201番地先から	前	0.023	6.00	
		名古屋市中川区新家一丁目3201番地先まで	後	0.023	9.00	
L	宮田第31号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西川岸塚1282番の2地先から	前	0.391	8.00	
		名古屋市中川区新家一丁目1203番地先まで	後	0.391	8.00 ～ 11.00	
M	宮田第36号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1384番の17地先から	前	0.055	4.00	
		名古屋市中川区新家一丁目27番地先まで	後	0.055	6.00	
N	宮田第26号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1512番の3地先から	前	0.347	8.00	
		名古屋市中川区新家一丁目148番地先まで	後	0.347	7.92 ～ 9.02	
A	下之一色町第18号線	名古屋市中川区下之一色町字宮分52番の1地先から	前	0.117	3.64	第 7 図
B		名古屋市中川区下之一色町字宮分55番の1地先まで	後	0.117	4.00 ～ 6.72	
A	東山元町第9号線	名古屋市千種区東山元町4丁目75番の12地先から	前	0.149	5.45	第 10 図
		名古屋市千種区東山元町4丁目75番の23地先まで	後	0.149	6.00	

6 道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
市道	3	宮田第28号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1537番の3地先から 名古屋市中川区新家一丁目703番地先まで	第 6 附 図
	4	千音寺新家南北線	名古屋市中川区新家一丁目616番地先から 名古屋市中川区新家一丁目614番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図



凡例

- 

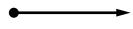
市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 

区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

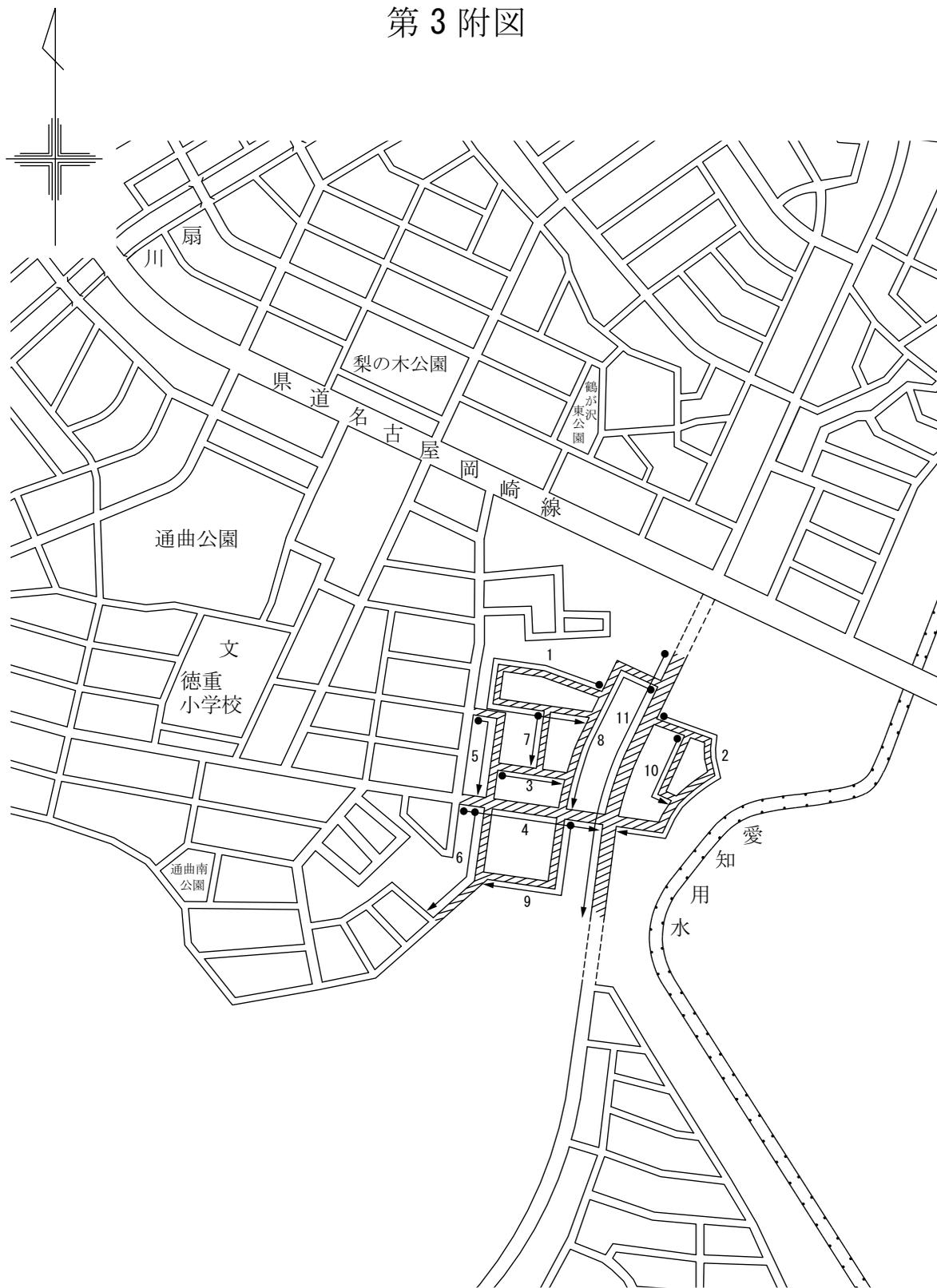
第2附図



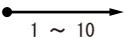
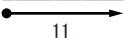
凡例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

第3 附図



凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 
1 ~ 10
- 
市道に認定し道路の区域を決定する部分
- 
11

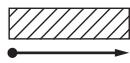
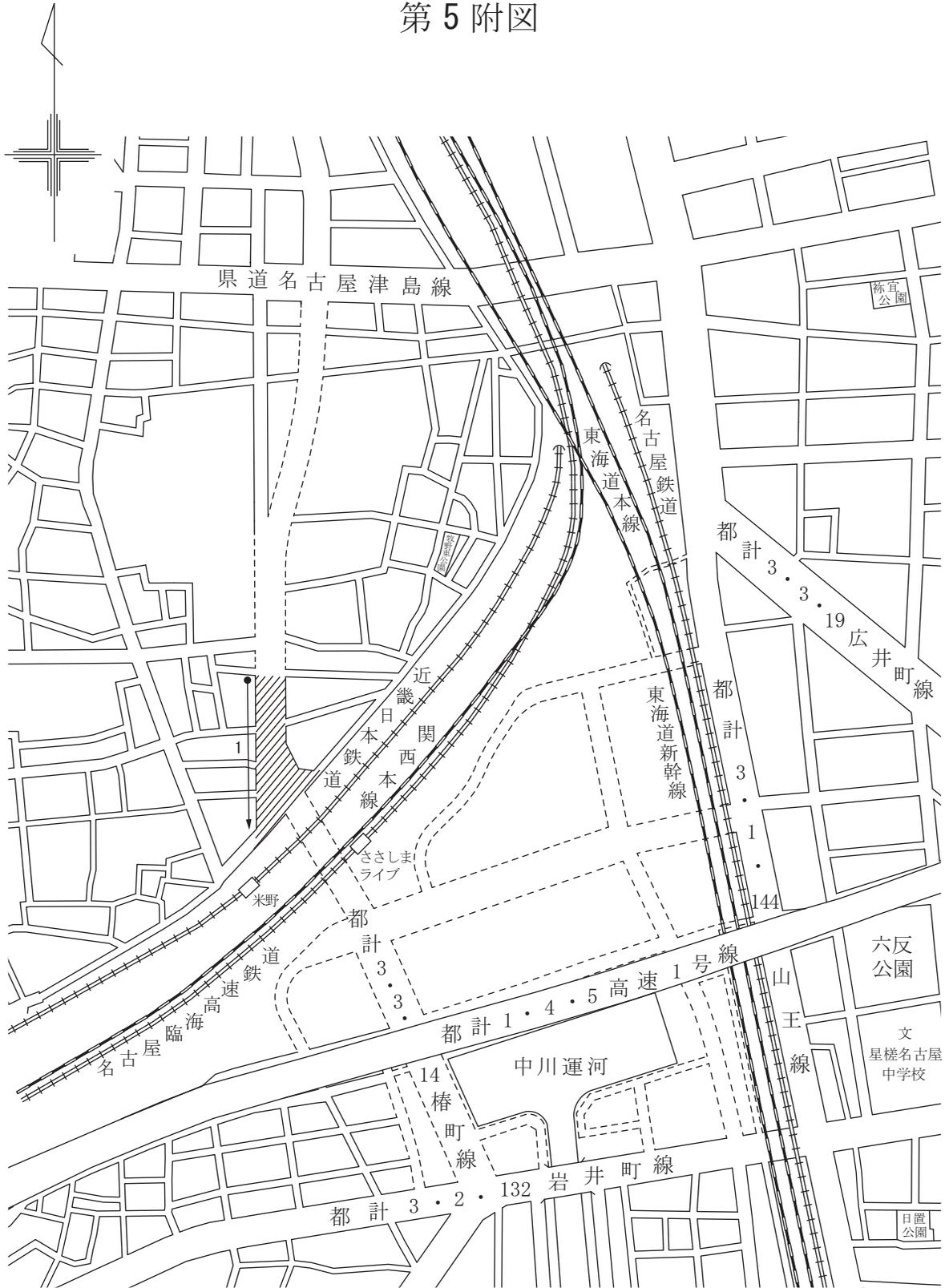
第4附図



凡例

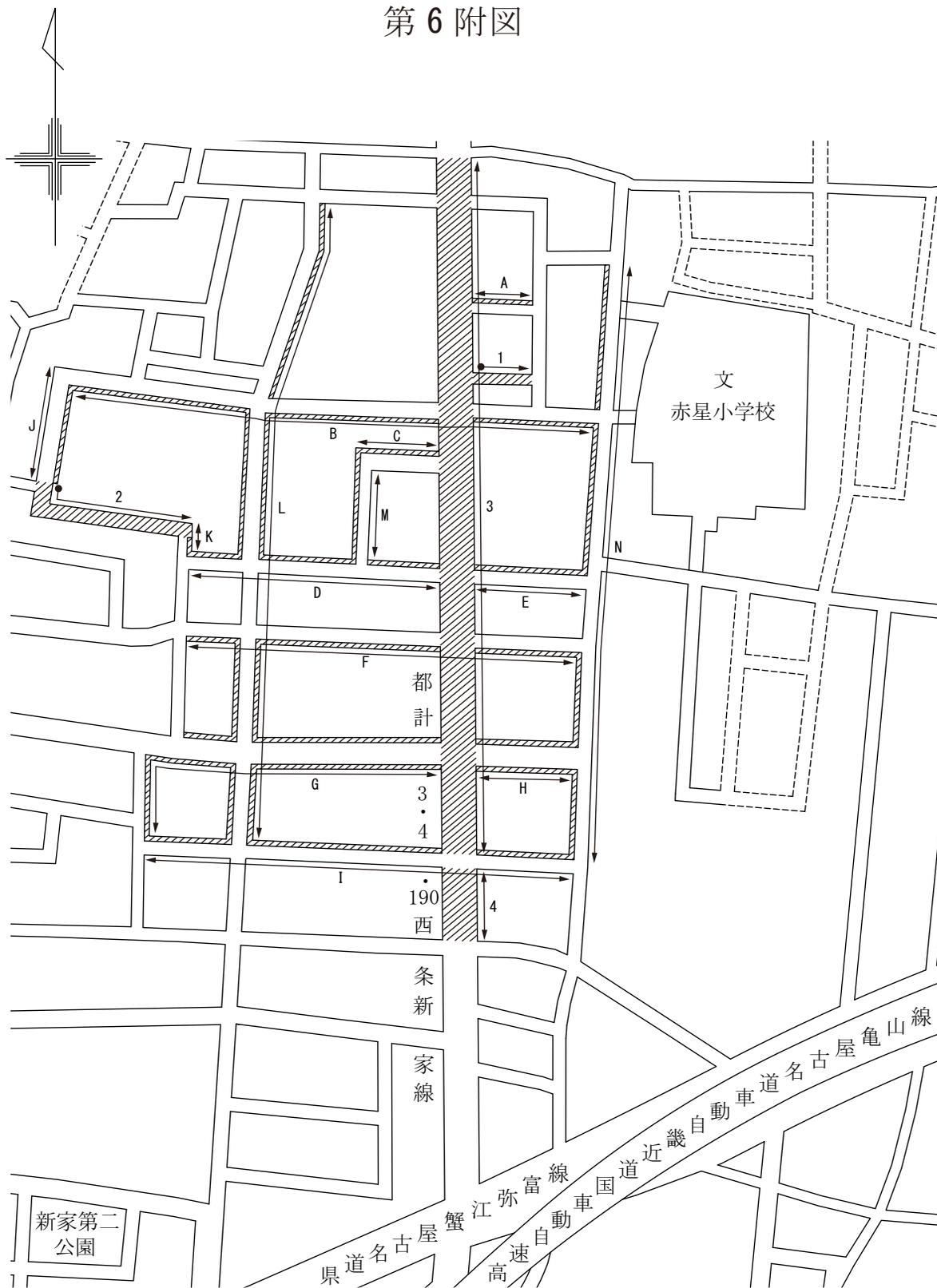
-  市道に認定し道路の区域を決定する部分
-  決定する部分

第5附図



市道に認定し道路の区域を決定する部分

第6附図



凡 例

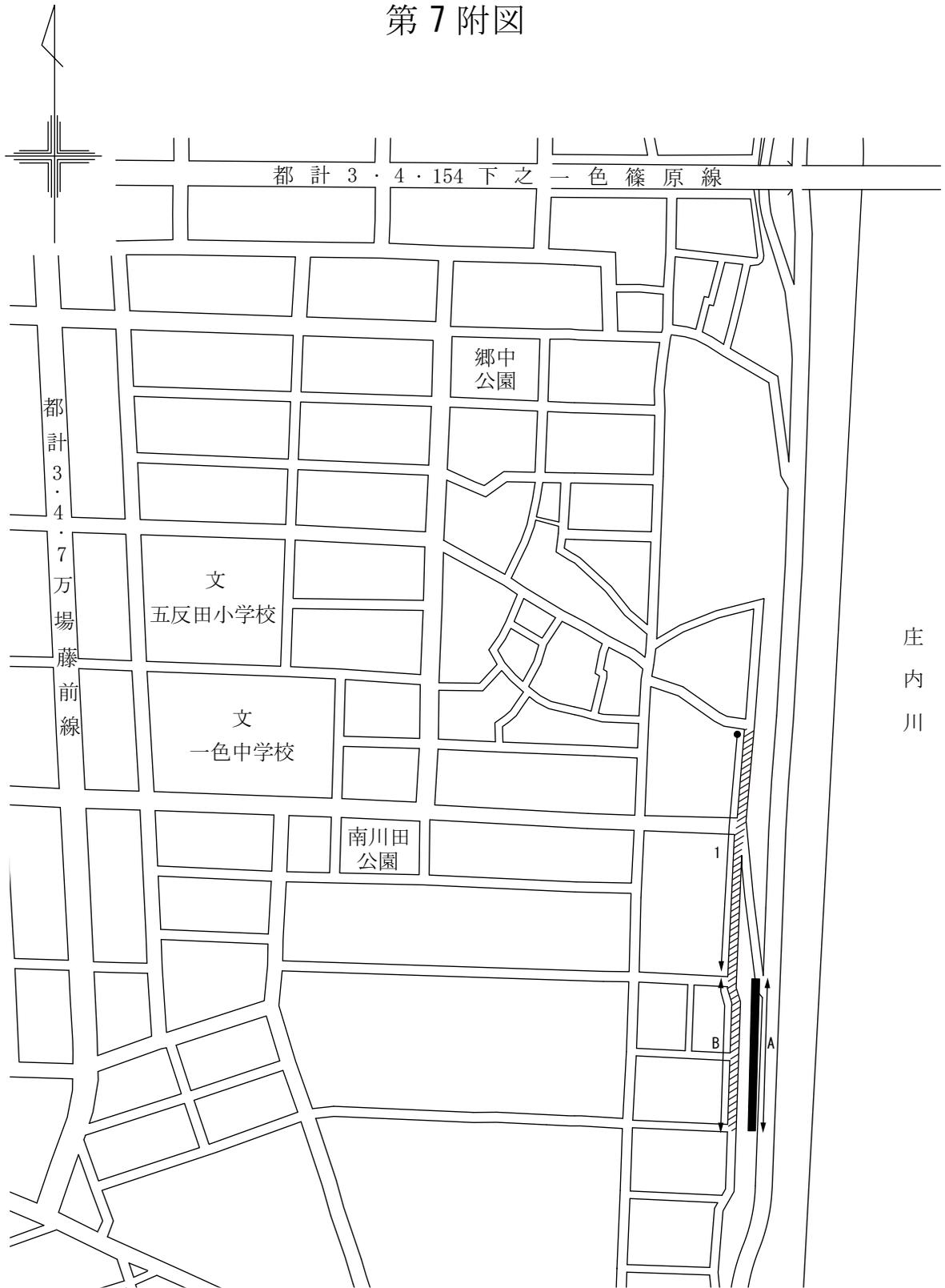
- 

 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
 1 ~ 2
- 

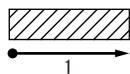
 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
 A ~ N
- 

 道路の供用を開始する部分
 3 ~ 4

第7 附図



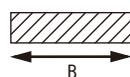
凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分



区域変更により廃道する部分

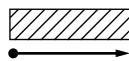


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 8 附図



凡 例

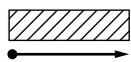


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第9 附図



凡 例

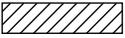
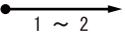


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第10 附図



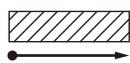
凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分
- 
1 ~ 2
- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分
- 
A

第 11 附図



凡 例

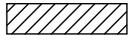


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 12 附図



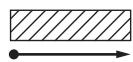
凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 

第13 附図



凡 例

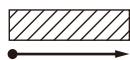


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第14 附図



凡例

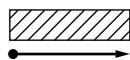


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第15 附図



凡 例

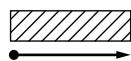


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 16 附図



凡 例

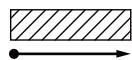


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第17附図

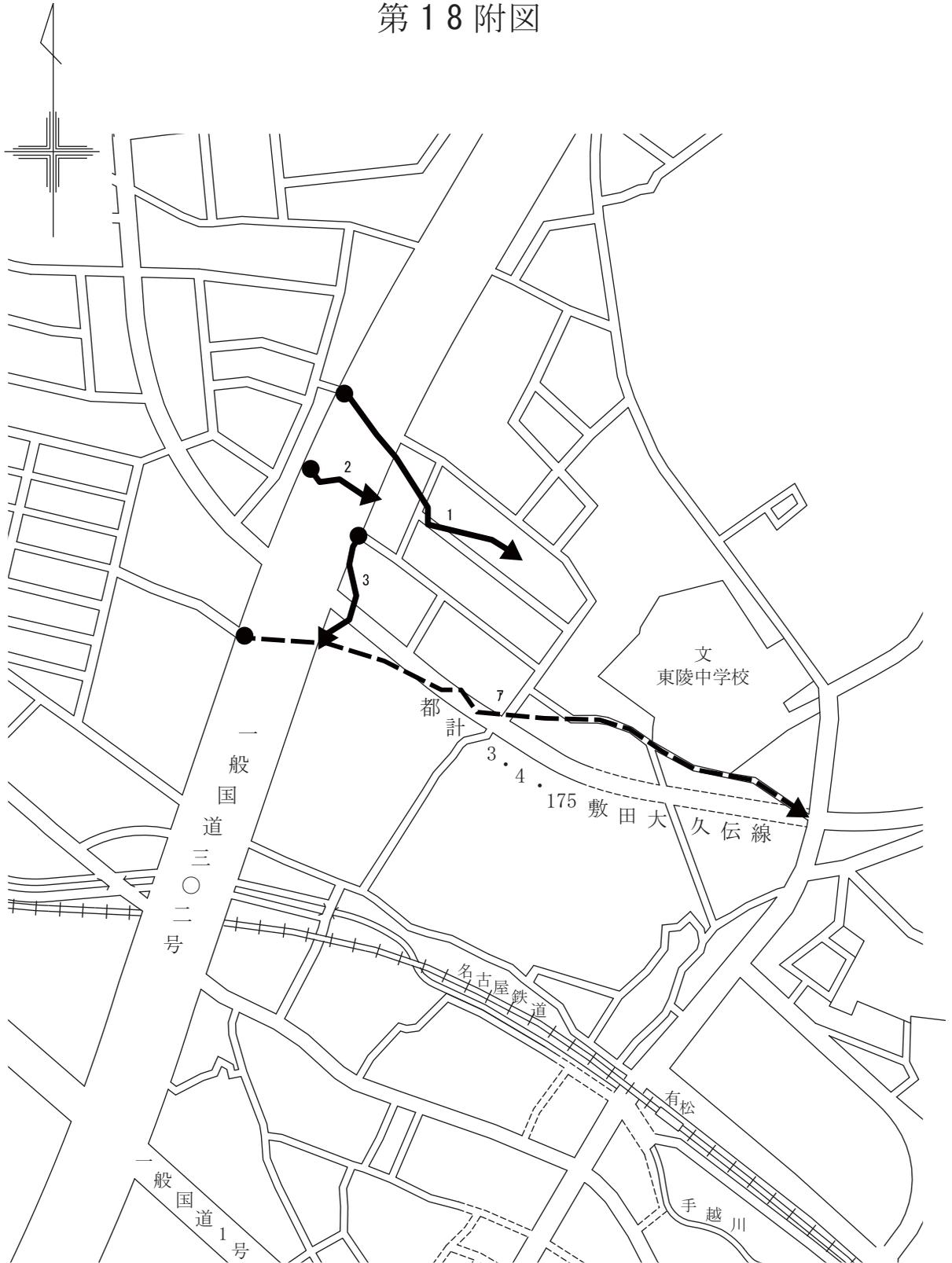


凡例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 18 附図



凡 例

- - - - -> 一部廃止する路線
- ———> 廃止する路線

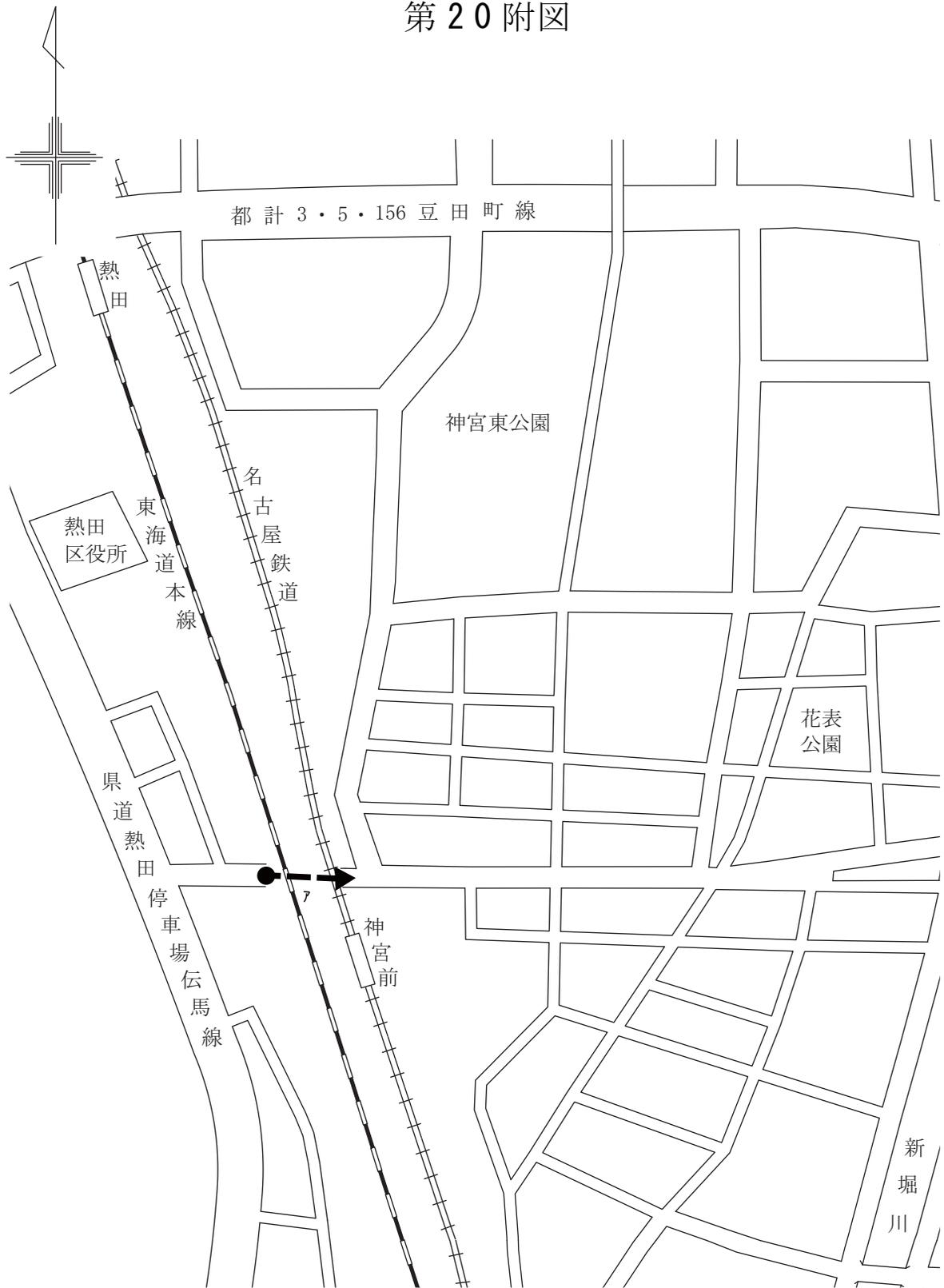
第19附図



凡 例

● - - - -> 一部廃止する路線

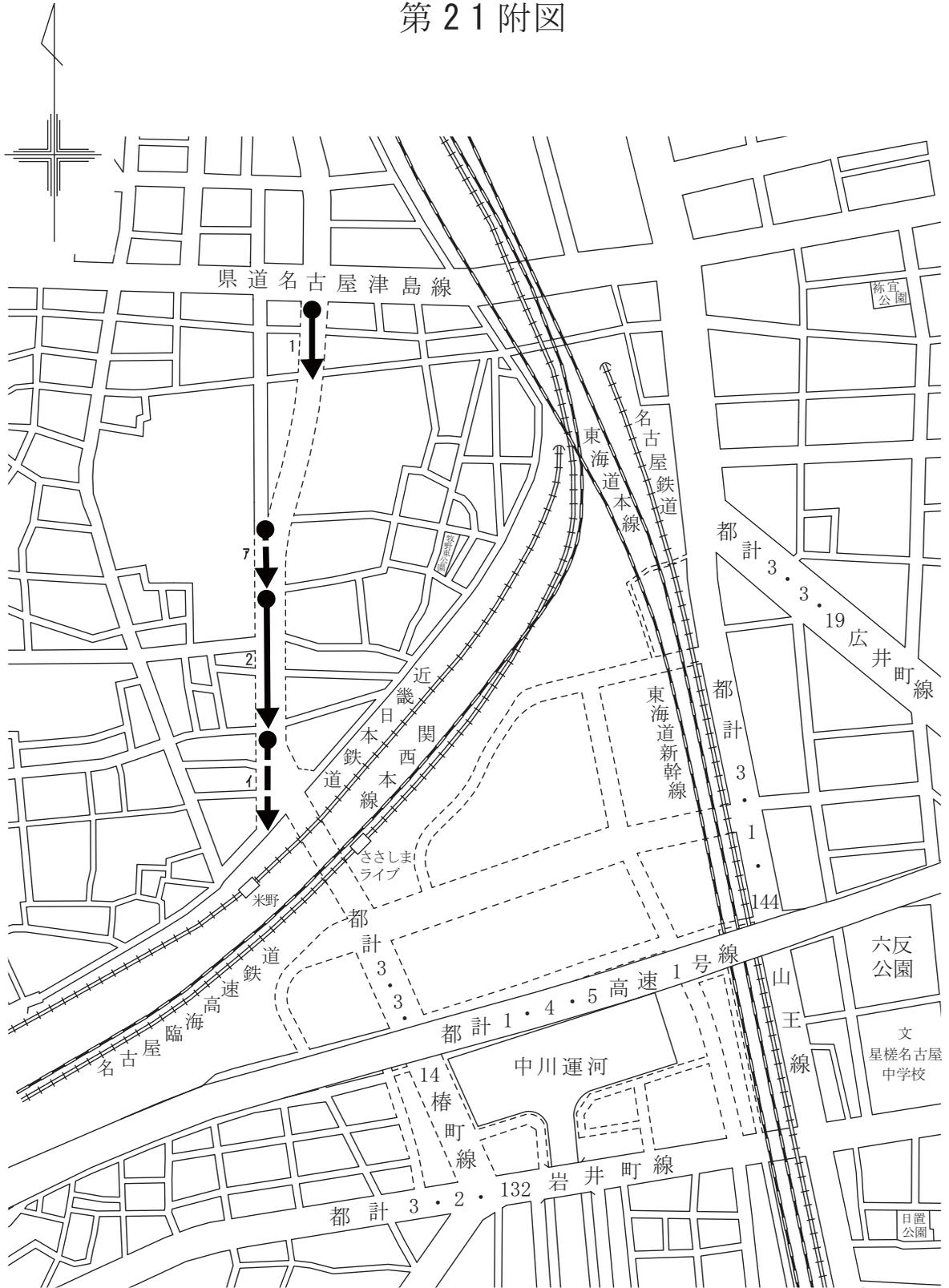
第20 附図



凡例

●---> 一部廃止する路線

第21 附図

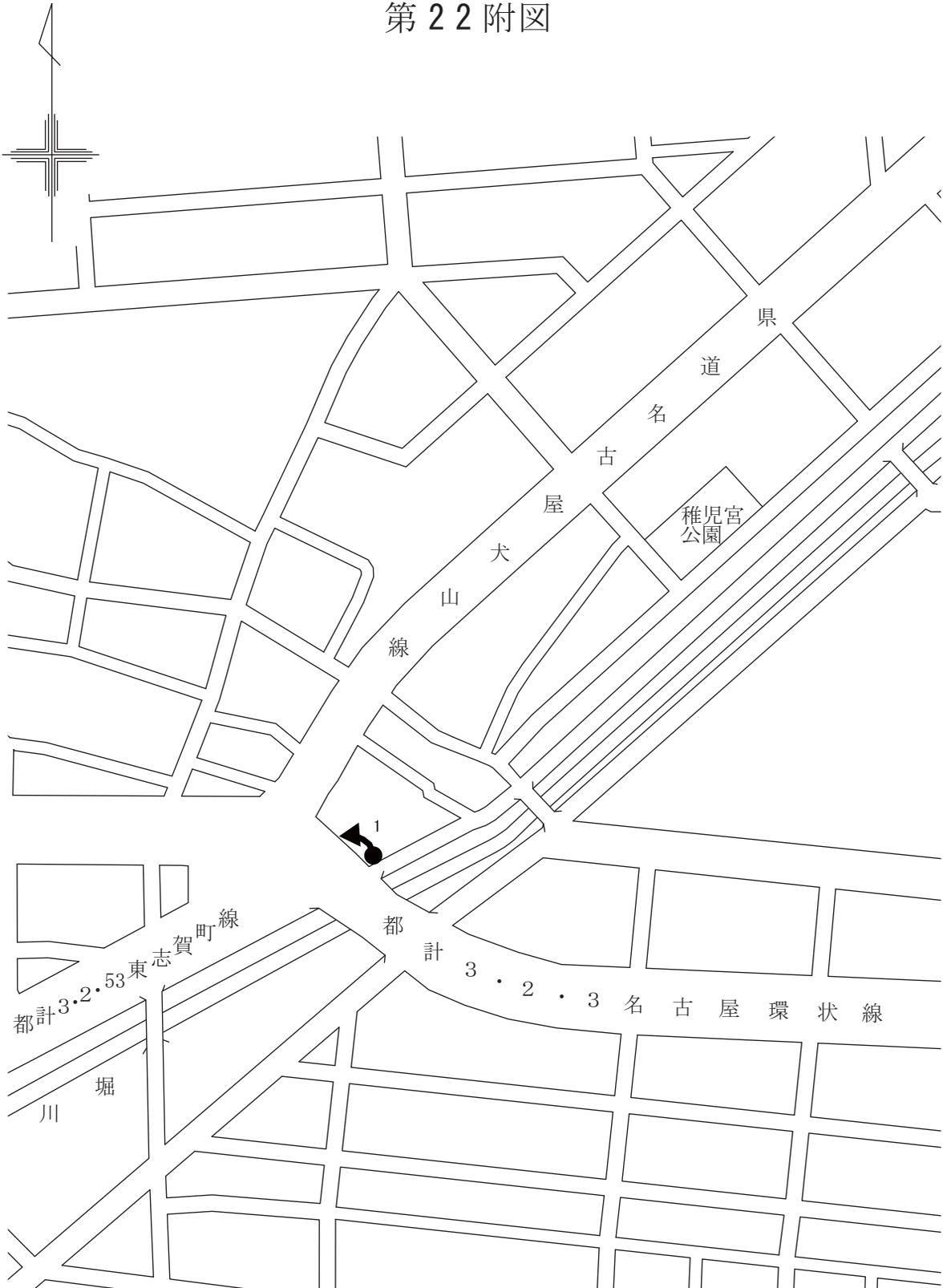


凡 例

● - - - -> 一部廃止する路線

● - - - -> 廃止する路線

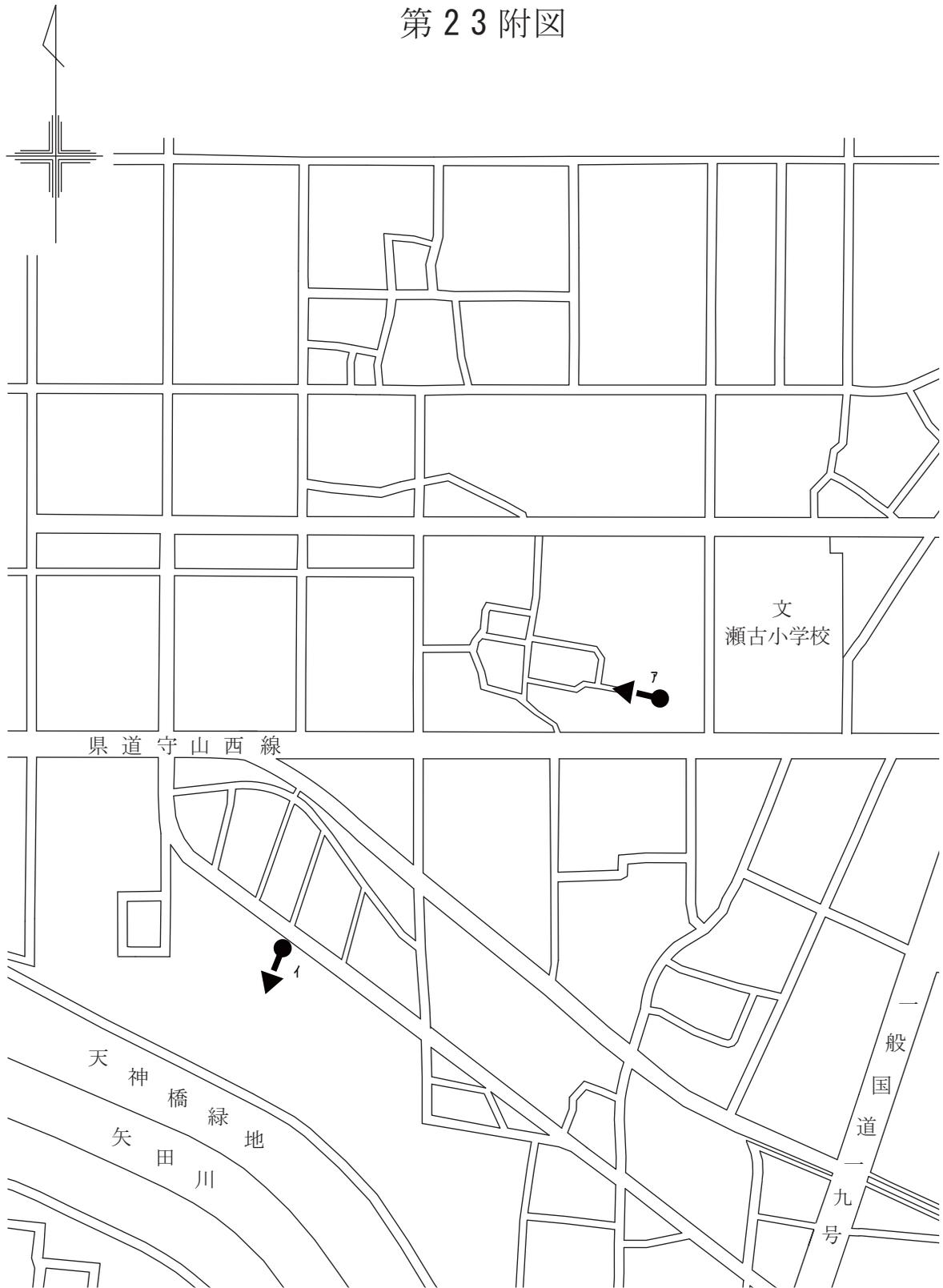
第22 附図



凡例

●→ 廃止する路線

第 23 附図



凡 例

●-----> 一部廃止する路線

名古屋市告示第182号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成30年3月22日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

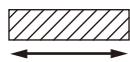
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	御田線自転車歩行者道線	名古屋市熱田区神宮三丁目609番地先から 名古屋市熱田区三本松町1201番の2地先まで	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第183号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項及び第18条第2項の規定に基づき、平成30年3月24日から次のように自動車専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年3月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 自動車専用道路の指定及び道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	守山パーキングエリア線	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原838番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西島2365番地先まで	附 図

2 道路の供用開始

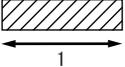
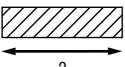
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	2	志段味環状線第4号	名古屋市守山区大字下志段味字池田825番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原844番地先まで	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 
自動車専用道路に指定し
供用開始する部分
- 
道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 184号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成30年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 1番 3号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市達第 1 号

庁 中 一 般
区 役 所

財政局の主管する債権に関する規程（平成23年名古屋市達第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月20日

名古屋市長 河 村 たかし

本則各号列記以外の部分中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。
本則第 1 号に次のように加える。

ウ 平成30年 3 月31日以前に納期限が到来した介護保険料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった介護保険料の合計額が 265,000 円以上の者

本則第 2 号に次のように加える。

ウ 平成30年 3 月31日以前に納期限が到来した保育料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった保育料の合計額が20万円以上の者
本則第 3 号に次のように加える。

エ 平成30年 3 月31日以前に支払期日が到来した強制徴収可能な生活保護法徴収金を同日までに支払わなかった者（現に生活保護法による保護を受けている者を除く。）のうち、当該支払わなかった強制徴収可能な生活保護法徴収金の合計額が 115 万円以上の者

本則第 5 号に次のように加える。

ウ 平成30年 3 月31日以前に返還期日が到来した児童扶養手当返還金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった児童扶養手当返還金の合計額が16万円以上の者

本則第 6 号に次のように加える。

ウ 平成30年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が21万円以上の者

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市達第2号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員のサービスの宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月23日

名古屋市長 河 村 た かし

第4条中「（生涯学習センター及び地区会館を含む。）」を削る。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表 1 行政職の表局長段階の欄中「副局長」を削り、
「住宅都市局都市活性監」を
「環境局環境都市推進監
健康福祉局長寿社会企画監
子ども青少年局子ども未来企画監
住宅都市局まちづくり調整監
住宅都市局都市活性監
緑政土木局公園緑地・農政監」に改め、
同表課長段階の欄中「総合調整室長」を「総合調整室長
アジア競技大会推進室長」に、
「アセットマネジメント推進室長」を「アセットマネジメント推進室長
税務システム整備室長」

に、「名古屋城総合事務所整備室長」を「名古屋城総合事務所保存整備室長」に、「保育企画室長」を「子ども未来企画室長」に改め、「生涯学習センター館長」及び「保健所」を削り、「文化財保護室長」を「文化財保護室長 上汐田教育集会所長」に、「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に、「経営企画室長」を「企画室長」に改める。

別表第2段階別職位表3消防職の表課長段階の欄中「指導課長 主幹」を「規制課長」に、「救急救命研修所長」を「救急救命研修所長 主幹」に改め、同表係長段階の欄中「企画係長」を「企画広報係長」「市民安全係長」「違反是正係長 指導課 主査」を「指導係長」「建築係長」「危険物係長 主査」に、「調査係長」「計画係長」を「消防団係長」「救急救命研修所 地域安全係長」に、「救急救命研修所 救急救命研修係長」を「救急救命研修所」に改め、同表備考第1項中「消防局総務部主幹は」の次に「企画広報担当、」を加え、「予防部主幹は権限移譲等担当」を削り、「指令管制等担当」の次に「救急部主幹は救急業務企画担当」を加え、「用度担当」を「広報等担当」に、「指導課主査は違反処理担当又は権限移譲担当」を「予防課主査は火災調査担当」に、「救急救命研修所主査は養成研修担当又は」を「救急課主査は救急業務企画担当、救急救命研修所主査は」に改める。

別表第2段階別職位表4保育職の表課長段階の欄中「高蔵保育園長」を
「高蔵保育園長」「島田第二保育園長」に、「正色保育園長」「平針原保育園長」を
「平針原保育園長」
「子ども青少年局
児童福祉センター
中央児童相談所
主幹
西部児童相談所
主幹」に改め、同表係長段階の欄中「北保育園主査」
を「北保育園主査」に、「軍水保育園主査」を「軍水保育園主
上名古屋保育園主査」に、「守山保育園主査」を「守山保育園主査」に、
「守山保育園主査」を「鳴子保育園主査」に、
「主査」を「相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長
相談援助第四係長
主査」に改め、同表
「西部児童相談所」を「西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長」に改め、同表

備考第1項中「保育事業担当」の次に「、児童福祉センター中央児童相談所
主幹及び西部児童相談所主幹は緊急介入・児童虐待に係る相談援助等担当」
を加え、「荒輪井保育園主査、中保育園主査、軍水保育園主査、港保育園主
査、守山保育園主査」を「上名古屋保育園主査、荒輪井保育園主査、中保育
園主査、軍水保育園主査、中島保育園主査、港保育園主査、守山保育園主査、
鳴子保育園主査」に改め、「家庭復帰・里親支援担当」の次に「又は緊急介
入・児童虐待に係る相談援助等担当」を加え、同表備考第2項中「係長段階」

を「課長及び係長段階」に改める。

別表第2段階別職位表5教育指導職の表係長段階の欄中「（相談調整係長）」を「（管理相談係長）」に改め、同表備考第1項中「学校規模の適正化等担当」を「学校規模の適正化担当」に、「児童虐待対策担当又は緊急介入担当」を「緊急介入・児童虐待に係る相談援助等担当」に改める。

別表第2段階別職位表6司書職の表部長段階の欄中「（鶴舞中央図書館

長）」を「

教育委員会事務局
参事
鶴舞中央図書館長

」に改め、同表係長段階の欄中「（教育

委員会事務局）」を「

教育委員会事務局
生涯学習部
生涯学習課
主査

」に改め、同表備考第1項中

「教育委員会事務局」の次に「参事は図書館改革の推進担当、生涯学習部生涯学習課主査は図書館改革の推進担当、」を、「職に」の次に「それぞれ」を加える。

別表第2段階別職位表7学芸職の表係長段階の欄中「（整備室）」を「（保存整備室）」に、「（文化財保存継承係長）」を「（文化財保存活用係長）」に改め、同表備考第1項中「主幹は名古屋城整備に係る文化財調査担当」を「主幹は名古屋城の文化財調査・研究担当」に、「整備室主査は名古屋城整備に係る文化財調査担当」を「保存整備室主査は名古屋城の文化財調査・研究担当」に改める。

別表第2段階別職位表8医事職の表局長段階の欄中「厚生院長」を「厚生健康院長」に改め、同表部長段階の欄中「健康福祉局参事」を「健康福祉福祉局医監」局医務体制企画官」に、

「千種保健所長

北保健所長

西保健所長

中村保健所長

中保健所長

昭和保健所長

瑞穂保健所長

「区役所保健福祉センター所長

中川保健所長

を 病院局臨床研究管理部長 に、

港保健所長

東部医療センター病院院長代行」

南保健所長

守山保健所長

緑保健所長

名東保健所長

天白保健所長

病院局臨床研究管理部長」

「東部医療センター病院臨

「東部医療センター病院臨床研修センター長」を 東部医療センター病院物

西部医療センター病院院

床研修センター長

品管理センター長 に、「西部医療センター病院小児医療センター長」を
長代行 」

「西部医療センター病院小児医療センター長

に、「西部医療センタ

西部医療センター病院集学的がん治療センター長」

「西部医療センター病院陽子線治療センタ
一病院陽子線治療センター長」を

西部医療センター病院地域医療連携セン

一長 「保健所

に改め、同表課長段階の欄中 所長（部長段階に属するものを

を「保健福祉センター」に、「（ 公害保健課長）」を
除く。）」

「〔 公害保健課長
事業部
主幹 〕」に改め、 「〔 区役所
保健所
次長
主幹 〕」を削り、同表係長段階

の欄中「保健所」を「保健福祉センター」に、 「〔 保健所
主査
生活環境課 〕」

を 「〔 保健福祉センター
保健管理課
主査
公害対策室 〕」に改め、同表備考第1項中「健康福祉局参事

は保健担当、」を削り、「安心・安全で快適なまちづくりの推進担当」の次に「、環境局事業部主幹は住居の不良堆積物対策の推進担当」を加え、「・新型インフルエンザ対策」を削り、「保健所主幹は医務担当（かっこ書の職は除く。）又は公害対策担当（かっこ書の職に限る。）」を「保健福祉センター主幹は医務担当」に改め、「相談課主査は医学的指導担当」の次に「又は判定援助担当」を加え、「保健所主査は医療監視担当、生活環境課」を「保健福祉センター保健管理課主査は医療安全担当、公害対策室」に改め、同表備考第3項中「健康福祉局参事」を「区役所保健福祉センター所長」に改め、「相談課判定援助係長」の次に「、相談課主査（判定援助担当）」を加え、同表備考第8項中「保健所」を「保健福祉センター」に改める。

別表第2段階別職位表10獣医職の表課長段階の欄中「教育普及主幹」

を「主幹」に改め、 「〔 区役所
保健所
主幹 〕」を削り、同表係長段階の欄中

「管理指導係長
愛護指導係長」を 「管理指導係長
愛護企画係長
主査」に改め、

「〔動物愛護センター〕
企画管理係長
主査」及び「〔区役所
保健所
主査
生活環境課
主査
保健予防課
保健感染症係長
主査〕」を削り、同

表備考第1項中「区役所保健所主幹は公害対策担当」を「緑政土木局東山総合公園主幹は教育普及等担当」に、「愛護担当」を「地域相談支援担当」に改め、「区役所保健所主査は医療監視担当、生活環境課主査は環境活動推進担当又は規制指導担当、保健予防課主査は公害保健担当」を削る。

別表第2段階別職位表11栄養指導職の表係長段階の欄中

「〔保健所
主査
保健予防課〕」を「〔保健福祉センター
保健管理課
主査
保健予防課〕」に改め、同表備考

第1項中「保健所主査は医療監視担当」を「保健福祉センター保健管理課主査は医療安全担当」に改める。

別表第2段階別職位表12衛生職の表課長段階の欄中「保健所
生活環境課長」

「保健福祉センター
環境薬務室長
健康安全課長
公害対策室長
主幹」に、「（環境活動推進課長）」を「（低

炭素都市推進課長）」に改め、「〔保健所
次長
主幹〕」を削り、同表係長段階の欄

中「保健医療課」を「感染症対策室」に、「薬務係長」を

「 薬務係長
主査 」に、「 理化学検査係長」を 「 理化学検査係長
主査 」

「 保健福祉センター
保健管理課
主査
保健所
生活環境課」を 「 環境薬務室
主査
健康安全課 」に、「 (環境活動推

進課) 」を「 (低炭素都市推進課) 」に、「 [減量推進室]
主査 」を

「 [減量推進室]
主査
資源化推進室
主査 」に、「 (地域医療係長) 」を

「 [地域医療係長]
感染症対策室 」に改め、「 [動物愛護センター]
主査 」を削り、

「 [保健所]
主査
生活環境課」を 「 [保健福祉センター]
保健管理課
主査
公害対策室 」に改め、同表備考第

1 項中「又は生物多様性推進担当」を「、生物多様性の保全担当又は外来生物対策に係る企画調整等担当」に、「保健所主幹は公害対策担当」を「保健福祉センター主幹は健康安全担当又は健康安全に係る特命事項の処理担当」に、「再生可能エネルギー担当、環境活動推進課主査は環境教育担当、なごや環境大学担当、生物多様性市民協働担当又は生物多様性調査担当」を「環境教育に係る企画調整担当、環境教育に係る市民協働担当、生物多様性の保全担当又は外来生物対策に係る企画調整等担当、低炭素都市推進課主査は再生可能エネルギー担当」に改め、「減量推進担当」の次に「、資源化推進室主査は資源化推進担当」を加え、「保健医療課主査は結核・新型インフルエンザ対策担当」を「感染症対策室主査は結核対策等担当、環境薬務課主査は

住宅宿泊事業担当」に、「動物愛護センター主査は愛護担当、区役所保健所主査は医療監視担当、生活環境課主査は環境衛生担当、食品獣疫担当若しくは HACCP 推進担当（かっこ書の職（行政職）を除く。）又は環境活動推進担当若しくは規制指導担当（かっこ書の職に限る。）」を「食品衛生検査所主査は食品安全学習等担当、区役所保健福祉センター保健管理課主査は医療安全担当（かっこ書の職に限る。）又は食品衛生・動物愛護担当（かっこ書の職（行政職）を除く。）、環境薬務室主査は営業施設指導担当、営業薬務担当、住居衛生・薬務担当又は住居衛生担当、健康安全課主査は食品衛生・動物愛護等担当又は HACCP 推進担当、公害対策室主査は環境活動推進担当又は規制指導担当」に改め、同表備考第 2 項中「（健康福祉局動物愛護センター主査の職にあつては獣医師の免許を有するものに限る。）」を削り、同表備考第 4 項中「保健医療課」を「感染症対策室」に改める。

別表第 2 段階別職位表13医療技術職の表課長段階の欄中「健康福祉局」を

「健康福祉局
健康部
感染症対策室長」に、「（健康福祉局）」を
「
環境局
事業部
主幹
健康福祉局
」に改
 め、「
「
区役所
保健所
次長
」を削り、同表係長段階の欄中「
「
区役所
保健所
」を

「子ども青少年局
児童福祉センター
中央療育センター
主査
区役所
保健福祉センター
保健管理課
主査
健康安全課
主査」に、
「
保健所
主査
保健予防課
保健感染症係長
主査
」を

「保健福祉センター
保健管理課
主査
保健予防課
保健感染症係長
主査」に改め、同表備考第1項中「健康福祉局障害

福祉部主幹」を「環境局事業部主幹は住居の不良堆積物対策の推進担当、健康福祉局障害福祉部主幹」に、「区役所保健所主査は医療監視担当、保健予防課主査は健康づくり担当」を「子ども青少年局児童福祉センター中央療育センター主査は作業療法指導担当、区役所保健福祉センター保健管理課主査は医療安全担当（かっこ書の職に限る。）又は健康危機管理担当（かっこ書の職（行政職）を除く。）、健康安全課主査は健康危機管理担当、保健予防課主査は感染症対策等担当」に改め、同表備考第5項中「保健所保健予防課主査（健康づくり担当）」を「保健福祉センター保健管理課主査（健康危機管理担当）、健康安全課主査（健康危機管理担当）及び保健予防課主査（感染症対策等担当）」に改める。

別表第2段階別職位表14看護保健職の表課長段階の欄中「健康部
主幹」を削

り、「区役所
保健所
次長」を「子ども青少年局
子育て支援部
子育て支援課長
児童福祉センター
管理課長
中央児童相談所
主幹
西部児童相談所
主幹」に改め、同表係長段階

「健康部
健康増進課
地域看護係長
保健医療課
主査」を「健康部
感染症対策室
主査
健康増進課
地域看護係長」に、「保健所」

「保健福祉センター
福祉部
民生子ども課
主査」に、「東部医療センター病院
看護部
助産師長
看護師長」を

「東部医療センター病院
看護部
助産師長
看護師長
主査
地域医療連携室
主査」に、「西部医療センター病院
看護部
助産師長
看護師長」を

「西部医療センター病院
看護部
助産師長
看護師長
地域医療連携室
主査」に、「（環境局）」を「総務局
職員部
安全衛生課
主査
環境局」に改め、

に、「区役所
区民福祉部」を「西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長
主査
区役所
保健福祉センター
福祉部」に改め、

「（保健所）」を削り、同表備考第1項中「メンタルヘルス担当、健康福祉局健康部主幹は感染症対策等担当」を「メンタルヘルス・保健指導担当」に改め、「児童虐待対策に係る企画調整担当」の次に「、児童福祉センター中央児童相談所主幹及び西部児童相談所主幹は緊急介入・児童虐待に係る相談援助等担当」を、「西部医療センター病院医療安全管理室主幹は医療安全担当」の次に「、総務局職員部安全衛生課主査はメンタルヘルス・保健指導担当」を加え、「保健医療課主査は結核・新型インフルエンザ対策担当」「感染症対策室主査は結核対策等担当」に、「主査は児童虐待対策担当、区役所区民福祉部民生子ども課主査は子ども家庭支援担当」を「主査及び西部児童相談所主査は緊急介入・児童虐待に係る相談援助等担当、区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課主査は子ども家庭支援担当（かっこ書の職に限る。）又は健康管理支援担当（かっこ書の職（行政職）を除く。）」に、「保健所」を「保健福祉センター」に、「又は地域包括ケア推進担当」を「母子保健に係る子ども家庭支援担当（かっこ書の職に限る。）又は地域包括ケア推進担当（かっこ書の職に限る。）」に、「東部医療センター病院医療安全管理室主査は医療安全担当」を「東部医療センター病院看護部主査は認知症ケア担当又は退院支援担当、東部医療センター病院地域医療連携室主査は地域医療連携担当、東部医療センター病院医療安全管理室主査は医療安全担当、西部医療センター病院地域医療連携室主査は地域医療連携担当」に改め、同表備考第2項中「及び区役所保健所次長」を「、児童福祉センター中央児童相談所主幹及び西部児童相談所主幹」に改め、同表備考第4項中「東部医療センター病院医療安全管理室主査」を「東部医療センター病院地域医療連携室主査、東部医療センター病院医療安全管理室主査、西部医療センター病院地域医療連携室主査」に改め、同表備考第7項を削る。

別表第2段階別職位表18水道業務職の表備考第1項中「、昭和サービスステーション担当、南サービスステーション担当」を削る。

別表第3附表1学歴区分表大学卒の部大学6卒の項第2号中「防衛医科大学校」の次に「医学教育部医学科」を加え、同部大学専攻科卒の項第2号中「独立行政法人水産大学校（）」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び）」に改め、同部大学4卒の項第5

号中「国立看護大学校」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）」に改め、同項第6号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（）」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、）」に改め、同項第9号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改め、同項第18号中「都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法施行令第3条に基づき農林水産大臣の指定する教育機関をいう。以下同じ。）」を「農業改良助長法施行令第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）」に改め、同項第22号の次に次の1号を加える。

23 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生

別表第3附表1学歴区分表短大卒の部短大2卒の項第6号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（）」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、）」に改め、同項第19号中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改め、同項第20号中「、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程」を「若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程」に改め、「特別高等訓練課程」の次に「並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程」を加え、同表備考第2項中「第90条第1項」の次に「（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）」を、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2段階別職位表1行政職の表課長段階の欄中「西部児童相談所長」を「西部児童相談所長
東部児童相談所長」に改める。

別表第2段階別職位表4保育職の表課長段階の欄中「西部児童相談所
主幹」を「西部児童相談所
主幹
東部児童相談所
主幹」に改め、同表係長段

階の欄中 「 [相談援助第四係長
主査
西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長
主査] 」 を 「 [主査
西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査
東部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査] 」

に改め、同表備考第1項中「及び西部児童相談所主幹」を「、西部児童相談所主幹及び東部児童相談所主幹」に、「及び西部児童相談所主査」を「、西部児童相談所主査及び東部児童相談所主査」に改める。

別表第2段階別職位表5教育指導職の表係長段階の欄中

「 [相談援助第四係長
主査
西部児童相談所
管理相談係長
相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長
主査] 」 を 「 [主査
西部児童相談所
管理相談係長
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査
東部児童相談所
管理相談係長
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査] 」 に改め、

同表備考第1項中「及び西部児童相談所主査」を「、西部児童相談所主査及び東部児童相談所主査」に改める。

別表第2段階別職位表8医事職の表係長段階の欄中 「 西部児童相談所
判定援助係長」

「西部児童相談所
判定援助係長
を
東部児童相談所
判定援助係長」

に改め、同表備考第1項中「又は判定援助担当」を削り、同表備考第3項中「、相談課主査（判定援助担当）」を削り、「及び西部児童相談所判定援助係長」を「、西部児童相談所判定援助係長及び東部児童相談所判定援助係長」に改める。

別表第2段階別職位表14看護保健職の表課長段階の欄中

「
西部児童相談所
主幹
」を「
西部児童相談所
主幹
東部児童相談所
主幹
」に改め、同表係長段

階の欄中
「
相談援助第四係長
主査
西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
相談援助第三係長
主査
」を

「
主査
西部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査
東部児童相談所
相談援助第一係長
相談援助第二係長
主査
」に改め、同表備考第1項中「及び西部児童

相談所主幹」を「、西部児童相談所主幹及び東部児童相談所主幹」に、「及び西部児童相談所主査」を「、西部児童相談所主査及び東部児童相談所主査」

に改め、同表備考第2項中「及び西部児童相談所主幹」を「、西部児童相談所主幹及び東部児童相談所主幹」に改める。

第3条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項の職種における」を「法第15条の2第1項第2号及び第3号に規定する職制上の」に改め、同条第3項中「第1項の職種における」を「前項に規定する」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 次の各号に掲げる職に職員を昇任させる場合には、選考を行うものとする。

- (1) 行政職、消防職（一般消防に限る。）、教育指導職及び医事職（医師候補生を除く。）の局長、部長、課長及び係長段階の職
- (2) 研究職の局長、部長及び課長段階の職
- (3) 司書職、学芸職（学芸員に限る。）、獣医職、衛生職及び運輸職の部長、課長及び係長段階の職
- (4) 消防職（航空消防に限る。）、保育職、薬剤職、栄養指導職、医療技術職（歯科技工士その他医療技術に関する職を除く。）、看護保健職（准看護師その他看護保健に関する職を除く。）及び清掃職（清掃主事に限る。）の課長及び係長段階の職
- (5) 動物飼育職、水道業務職、守衛職及び学校事務職の係長段階の職

附則第16項中「別表第2段階別職位表」の次に「備考第2項」を加える。

別表第1職種区分表清掃職清掃主事の項、同清掃業務の項及び同清掃運転の項中「環境局において」を削り、同表清掃職清掃クレーン運転の項中「環境局工場において」を削り、同表動物飼育職の項中「農業センター及び東山動物園における」を削り、同表水道業務職の項中「上下水道局における」を削り、同表運輸職運輸業務の項及び同技術業務の項中「交通局における」を削る。

別表第2段階別職位表1行政職の表から同表24労務職の表までを次のように改める。

別表第2

段階別職位表

段階	職
局長	市長の事務部局の局長、理事、会計管理者、会計室長、市長室長、企画調整監、契約監理監、税務監、工業研究所長、環境都市推進監、長寿社会企画監、厚生院長、医監、子ども未来企画監、まちづくり調整監、都市活性監、公園緑地・農政監、区長、市会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、消防長、上下水道局次長、上下水道局経営本部長、上下水道局技術本部長、交通局次長、交通局営業本部長、交通局技術本部長、病院局次長、東部医療センター病院長、西部医療センター長、西部医療センター病院長、西部医療センター技監
部長	部長、参事、会計室次長、防災危機管理局次長、市長室次長、東京事務所長、市税事務所長、人権施策推進室長、中小企業振興センター所長、中央卸売市場本場長、中央卸売市場北部市場長、中央卸売市場南部市場長、工業研究所副所長、名古屋城総合事務所長、医務体制企画官、厚生院次長、厚生院附属病院長、厚生院附属病院副病院長、中央看護専門学校長、衛生研究所長、児童福祉センター所長、児童福祉センター中央児童相談所長、東山総合公園長、東山総合公園次長、区役所保健福祉センター所長、区役所支所長、市会事務局長次長、監査事務局長次長、人事委員会事務局長次長、鶴舞中央図書館長、博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長、教育センター所長、農業委員会事務局長次長、選挙管理委員会事務局長次長、消防学校長、消防署長、東部医療センター病院院長代行、東部医療センター病院副院長、東部医療センター病院のセンター長（課長段階に属するものを除く。）、西部医療センター病院院長代行、西部医療センター病院副院長、西部医療センター病院のセンター長
課長	課長、主幹、室長（局長段階、部長段階又は係長段階に属する

ものを除く。)、市政資料館副館長、東京事務所次長、収納管理・特別徴収事務センター所長、栄市税事務所上社出張所長、ささしま市税事務所東海通出張所長、金山市税事務所野並出張所長、市民活動推進センター所長、なごや人権啓発センター所長、文化センター館長、消費生活センター所長、環境科学調査センター所長、環境科学調査センター副所長、環境事業所長、処分場長、工場長、知的障害者更生相談所長、身体障害者更生相談所長、精神保健福祉センター所長、厚生院附属病院の部長、技師長、看護部長、副看護部長、植田寮長、中央看護専門学校研修センター所長、八事霊園・斎場管理事務所長、生活衛生センター所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長、食肉衛生検査所長、衛生研究所副所長、衛生研究所事務長、衛生研究所の部長、中央療育センター所長、中央療育センター副所長、くすのき学園長、西部児童相談所長、東部児童相談所長、ひばり荘長、玉野川学園長、あけぼの学園長、地域療育センター所長、地域療育センター副所長、内山保育園長、星ヶ丘保育園長、東保育園長、北保育園長、上飯田南保育園長、上名古屋保育園長、荒輪井保育園長、中保育園長、白金保育園長、軍水保育園長、高蔵保育園長、正色保育園長、中島保育園長、港保育園長、宝保育園長、守山保育園長、大森保育園長、鳴子保育園長、牧野池保育園長、島田第一保育園長、平針原保育園長、都市整備事務所長、総合整備事務所長、土木事務所長、土木事務所副所長、ポンプ施設管理事務所長、農業センター所長、企画官、東山動物園長、東山動物園副園長、東山植物園長、区会計管理者、子ども適応相談センター所長、学校事務センター所長、上汐田教育集会所長、見晴台考古資料館副館長、鶴舞中央図書館副館長、図書館長（鶴舞中央図書館長を除く。）、蓬左文庫長、秀吉清正記念館長、教育センターの部長、特別消防隊長、消防航空隊長、消防航空隊副隊長、救急救命研修所長、消防学校教頭、消防署副署長、営業所長、上下水

	道局の営業所副所長、建設工事事務所長、建設工事事務所副所長、管路センター長、浄水場長、水処理事務所長、水処理事務所副所長、駅務区長、運転区長、猪高営業所御器所分所長、軌道事務所長、施設事務所長、電気事務所長、東部医療センター病院救急救命センター長、東部医療センター病院の部長、西部医療センター病院の部長、副室長（係長段階に属するものを除く。）
係長	係長、主査、守衛長、厚生院附属病院の副部長、看護師長、教育主任、みどり学園長、わかくさ学園長、すぎのこ学園長、くすのき学園副園長、玉野川学園副園長、保育園長（課長段階に属するものを除く。）、高等学校事務長、特別支援学校事務長、特別消防隊副隊長、副長、管区駅長、首席助役、交通局の営業所副所長、猪高営業所御器所分所副分所長、電気事務所電気指令室長、東部医療センター病院の副部長、東部医療センター病院経営戦略室副室長、西部医療センター病院の副部長、西部医療センター病院経営戦略室副室長、助産師長
係員	主事、技師、消防主事、消防技師、研究員、消防官、航空消防官、保育士、保育員、司書、学芸員、学芸員補、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、臨床工学技士、歯科技工士、診療放射線技師補、臨床検査技師補、理学療法士補、作業療法士補、歯科衛生士補、臨床工学技士補、保健師、助産師、看護師、准看護師、保健師補、助産師補、看護師補、清掃主事、技士、清掃運転士、業務技師、現場主事、営業主事、運輸主事、電車運輸主事、自動車運輸主事、運輸技師、電車運輸技師、自動車運輸技師、工務運輸技師、電気運輸技師、営繕運輸技師、作業自動車運輸技師、守衛士、交換士、運転士、学校事務職員、学校栄養職員、業務士その他これに類する職で本表に掲げる職以外の職

(備考)

- 1 局長段階に属する一の職の欠員期間中、その職務を代行するために設けられた職は、別に定める場合のほか、部長段階に掲げられたものとみなすことができる。
- 2 子ども青少年局青少年家庭部主幹（放課後事業に係る企画調整）、教育委員会事務局総務部主幹（学校規模の適正化）、同局学校教育部指導室長、同部主幹（高等学校・幼稚園教育）、同部主幹（特別支援教育）、子ども適応相談センター所長及び教育センターの部長の職は、学校指導職の課長段階の職に限るものとする。

別表第3 職員昇任基準年数表備考第4 項中「又は職種細分」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年5月7日から、第3条の規定は平成30年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「職員部給与課労政係長」を「職員部給与課労政係長 職員部給与課主査」に改め、同表環境局本庁の項中「副局長」を「環境都市推進監」に改め、同表健康福祉局本庁の項中「副局長」を「長寿社会企画監 医監」に、「部長」を「部長 医務体制企画官」に改め、同表子ども青少年局本庁の項中「副局長」を「子ども未来企画監」に改め、同表同局西部児童相談所の項の次に、

東部児童相談所	所長 主幹
---------	-------

を加え、同表同局保育園の項中「高蔵」を「高蔵、正色」に、「島田第一、島田第二保育園」を「島田第一保育園」に改め、同表住宅都市局本庁の項中「副局長」を「まちづくり調整監」に改め、同表緑政土木局本庁の項中「副局長」

を「公園緑地・農政監」に改め、同表同局東山総合公園の項中「東山動物園副園長 教育普及主幹」を「東山動物園副園長」に改め、同表区役所の項中「生涯学習センター館長 保健所長 保健所次長」を「保健福祉センター所長」に改める。

別表第3 教育委員会関係の表学校事務センターの項の次に

上汐田教育集会所	所長
----------	----

を加え、同表教育センターの項中「部長」を「部長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、別表第2 市長事務部局関係の表子ども青少年局西部児童相談所の項の改正規定は、平成30年5月7日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 6 中第 7 項を第 9 項とし、第 4 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

5 任命権者は、妊産婦が請求した場合には、条例第 8 条に規定する勤務をさせてはならない。

第 1 条の 6 第 3 項中「任命権者は、」の次に「要介護者（」を加え、「日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護者」という。）」を「要介護者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、妊娠中又は出産後1年以内の女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務時間を割り振り又は条例第8条に規定する勤務をさせてはならない。

第10条中第3項から第6項までを次のように改める。

- 3 条例第14条の2第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第5の介護休暇簿（当該様式の介護休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。以下「介護休暇簿」という。）に記入又は記録して、任命権者に対し行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入又は記録して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

第10条に次の2項を加える。

- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第12条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指

定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第11条を次のように改める。

第11条 介護休暇の単位は、1日、半日（条例第13条第1項に規定する半日とする。）又は1時間（当該介護休暇と要介護者を異にする職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第2条第9号の2の2の規定による職務に専念する義務の免除（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、1時間）とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

第12条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第14条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第13条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿に記入又は記録して任命権者に請求しなければならない。

- 2 前項の介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第14条 前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知する

ものとする。

- 2 任命権者は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別記様式第5を次のように改める。

(第 1 面)
介護休暇簿

(所屬名)		(職員番号)	(氏名)
※要介護者に関する事項	氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄		
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定			
※本人印	決裁欄	※申出の期間 年 月 日から 年 月 日まで	※申出日 年 月 日
備考			期間 月 日

指定期間の延長・短縮			
※本人印	決裁欄	※延長・短縮後の末日 (年 月 日から)	※申出日 年 月 日
備考			延長・短縮後の期間 月 日

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

介護休暇の請求・承認

※本人印	承認印	※請求の期間				日・時間数	※請求年月日	承認の可否	備考
		年月日	年月日	半日	時間				
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等									
※本人印	承認印	※休暇の取消し等の期間						備考	
		年月日	年 月 日	半日	時間	日・時間数			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			
		年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時 分	日			
		年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時 分	時			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第10条から第14条までの規定及び別記様式第5の規定は、施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 5 号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第41号を第42号とし、第29号から第40号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第28号中「第31号」を「第32号」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第27号を第28号とし、第21号から第26号までを 1 号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の 1 号を加える。

(21) 介護休暇（時間） 介時（ H ）

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 6 号

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条審査課調査係の項第 2 号中「人事」の次に「及び予算決算」を加え、同項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号を第10号とする。

第 3 条審査課審査係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会達第1号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月23日

名古屋市人事委員会委員長 西部 啓一

第2条第1項第7号中「軽易又は定例的」を「重要」に改め、同条第2項中「副局長」を「監」に改める。

第2条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 労働基準監督機関の職権行使のうち軽易又は定例的な事項についての職権行使に関すること。

別表中

「

給与に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
-----------	-------------	---	---	---

」

を

「

給与に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
就業規則に関すること。	育児休業 等代替嘱 託員	—	—	—

」

に改める。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、発
布の日から施行する。

名古屋市交通局告示第2号

乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

平成30年3月23日

名古屋市交通局長 光田清美

1 新設系統

系統記号	運行区間
小幡11ハ	本地住宅～城下～小幡

2 変更系統

現 行		変 更 後	
系統記号	運行区間	系統記号	運行区間
北巡回	黒川～上飯田～黒川	北巡回	黒川～上飯田～黒川

3 新設停留所

名 称	位 置	
ながきちょう 長喜町	東行	北区長喜町三丁目21番3地先
	西行	北区長喜町二丁目28番2地先

4 増設停留所

名 称	位 置

鳩岡	西行	北区鳩岡町一丁目7番18地先
北図書館	東行	北区志賀町四丁目60番11地先
	西行	北区志賀町四丁目60番31地先
辻本通	東行	北区辻町一丁目32番1地先
	西行	北区辻町一丁目8番地先

5 名称変更停留所

現行	変更後
中村保健所南	<small>なかむらほけん</small> 中村保健センター <small>みなみ</small> 南
瑞穂保健所	<small>みずほほけん</small> 瑞穂保健センター
緑保健所	<small>みどりほけん</small> 緑保健センター
愛工前	<small>じょうほく</small> 城北 <small>こうこう</small> つばさ 高校

6 新設経路

系統記号	経路
小幡11ハ	本地住宅－西本地ヶ原－四軒家－四軒家西口－向野田－天子田－下市場－大森住宅－藪田－中井－小幡苗代－千代田－城下－中新一小幡宮前－小幡

7 変更経路

系統記号	経路
北巡回	黒川－[現行と同一経路]－川中－安井町西－安井町－安井町東－辻町－金田町五丁目－金田町二丁目－鳩岡－城北小学校－北図書館－長喜町－辻本通－[現行と同一経路]－黒川

8 実施時期

平成30年4月1日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ今池店

名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
山崎製パン(株)	代表取締役 飯島 延浩	東京都千代田区岩木町 三丁目10番 1号	変更なし	変更なし	東京都千代田区岩本町 三丁目10番 1号

3 変更の日

平成30年 3月 5日

4 変更した理由

住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成30年 3月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月23日から同年 7月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	251台	変更なし	251台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2	119台	変更なし	119台	変更なし
建物西側駐車場No.①— 3	34台	変更なし	34台	変更なし
建物西側駐車場No.①— 4	48台	変更なし	48台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 5	87台	88台	87台	88台
建物東側駐車場No.①— 7	43台	変更なし	43台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 8	108台	変更なし	108台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 9	108台	19台	108台	19台
建物東側駐車場No.①—10	49台	変更なし	49台	変更なし
建物南東側駐車場No.①—12	41台	78台	131台	変更なし
計	888台	837台	978台	890台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	8箇所	7箇所
出口	12箇所	10箇所
出入口	6箇所	7箇所
計	26箇所	24箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 1月17日

4 変更しようとする理由

一部駐車場における賃貸借契約終了のため

5 届出の日

平成30年 2月21日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月23日から同年 7月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年 3月23日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1405号	(有)米田住宅設備	林 正紀	岐阜県美濃加茂市下 米田町西脇 546番地	平成30年 2月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課